

高浜町公共施設等総合管理計画 (改訂版)

令和5(2023)年3月



目次

第1章 背景と計画	1
1.1 計画.....	1
1.1.1 目的.....	1
1.1.2 位置づけ.....	2
1.1.3 計画期間.....	2
1.1.4 対象施設.....	2
1.2 背景.....	8
1.2.1 公共施設等の更新問題.....	8
1.3 国等の動向.....	9
1.3.1 インフラ長寿命化基本計画.....	9
1.3.2 公共施設等総合管理計画.....	9
1.3.3 個別施設計画.....	9
1.3.4 公共施設等の管理に関する取組経過.....	10
第2章 本町の現状と課題	11
2.1 人口と財政.....	11
2.1.1 将来展望人口.....	11
2.1.2 財政の状況.....	12
2.2 公共施設等の現状と課題.....	14
2.2.1 公共施設の現状.....	14
2.2.2 公共施設等の課題.....	20
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	25
3.1 基本方針.....	26
3.2 公共施設等の管理に係る方針.....	28
3.2.1 点検・診断等の実施方針.....	28
3.2.2 維持管理・更新等の実施方針.....	28
3.2.3 安全確保の実施方針.....	28
3.2.4 耐震化の実施方針.....	28
3.2.5 長寿命化の実施方針.....	29
3.2.6 ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	29
3.2.7 環境配慮・カーボンニュートラルの推進.....	29
3.2.8 統合や廃止の推進方針.....	29
3.3 全庁的取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針.....	30
第4章 施設類型別の管理基本方針	31
4.1 公共建物の管理基本方針.....	31
4.2 インフラの管理基本方針.....	39

第1章 背景と計画

1.1 計画

1.1.1 目的

本町では、これまで町民サービス向上のため、公共施設等の整備を進めてまいりました。しかしながら、近年においては、人口減少や少子高齢化等の進行により、公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されています。また、老朽化が顕著となった公共施設等も多数存在しており、今後は施設改修や更新、長寿命化等を計画的に進めていく必要があります。

更に、人口減少に伴う税収等の減少や高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増加にも対応していく必要があり、厳しい財政状況となることが予測されます。

このような状況下において、公共施設等の機能を適正に維持していくためには、公共施設全体を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、「公共施設等の最適化」を導き、財政負担を可能な限り軽減・平準化する必要があります。こうしたファシリティマネジメント（資産・利用環境を総合的かつ統括的に企画、管理、活用すること）の考え方にもとづき、町の大切な資産である公共施設等について、適正な維持・管理等に努めることが求められています。このうえで、持続可能な財政運営のためには、公共施設等の再配置、集約・複合化等に及ぶ、公共施設マネジメントの適正管理方針を将来的に検討していくものとなります。

平成 29（2017）年に高浜町公共施設等総合管理計画を策定したところですが、今般、本町における直近の公共施設等を取り巻く環境や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定しました

<計画の目的>

「公共施設等の最適化」と「持続可能な財政運営」の両立

公共施設等

庁舎や学校などの公共施設のほか、道路や橋梁及びその他道路橋梁付属施設などのインフラ資産を含む公共施設の総称をいう。

公共建物

文化・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業系施設、学校教育系施設、保健福祉系施設、行政系施設などの建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）をいう。

インフラ

道路や橋梁及びその他道路橋梁付属施設、上下水道管路などの社会基盤施設をいう。

1.1.2 位置づけ

本計画（改訂版）は、平成 26（2014）年 4 月 22 日付け総務大臣通知の「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」において策定を要請されている「公共施設等総合管理計画」であり、また、同日付け総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の要件を満たすものです。

また、令和 3（2021）年 1 月 26 日付け総務省通知の「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」において要請されている「ユニバーサルデザイン化に係る方針」のほか、「地方公会計（固定資産台帳）の活用」、公共施設に関する取組の整理等を反映したものです。

さらに、令和 4（2022）年 4 月 1 日付け総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」において要請されている「公共施設等の脱炭素化の推進方針」や、「個別施設計画」の結果を反映し、改訂版として見直したものです。

本町は、平成 29（2017）年 3 月の「高浜町公共施設等総合管理計画」策定以後、令和 3（2021）年 3 月策定の「高浜町総合計画」、令和 4（2022）年 4 月策定の「個別施設計画」等に基づき、公共施設の管理運営を進めてきました。本計画（改訂版）は、これらの計画を踏まえ、さらに長期的な視点から公共施設等の管理運営方針を定めるものです。

1.1.3 計画期間

本計画の期間は、令和 5（2023）年度から令和 44（2062）年度までの 40 年間とします。このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数¹が長期に渡ることから、その管理には、長期的な視点が必要不可欠となるからです。

なお、5 年ごとに見直すことを基本とするとともに、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化など状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

1.1.4 対象施設

本計画の対象施設は、町が保有する公共施設等です。町有財産を毎年度整理して作成している地方公会計（固定資産台帳）の活用を図るため、令和 2（2020）年度の固定資産台帳にもとづき、「公共建物」および「インフラ」対象施設を設定しています。

具体的には、町の固定資産台帳において、資産ごとに区分されている「補助科目」別に、本計画（改訂版）の対象とする、「公共建物」と「インフラ」に整理します。

次頁に示すとおり、「公共建物」は、補助科目「建物」「建物付属設備」「工作物」のほか、「漁港・港湾（公共建物）」「公園（公共建物）」「その他（公共建物）」に該当する資産を対象とします。また、「インフラ」は、補助科目として、「漁港・港湾」から「その他」までの複数に及ぶ「…（公共工作物）」として科目名が区分されている資産を対象とします。

なお、その他、固定資産台帳上の「土地」「機械器具」等の、「公共建物」「インフラ」に該当しない資産は、本計画（改訂版）の対象外とします。

¹ 耐用年数：建物などの固定資産の税務上の減価償却を行うに当たって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財務省令で定められている。

(1) 町の固定資産台帳上の補助科目にもとづく対象施設の区分

町の固定資産台帳上の補助科目にもとづき、本計画（改訂版）の対象とする公共施設等（公共建物、インフラ）は以下の施設です。

No	補助科目	補助科目名称	本計画上の取扱
1	001	土地	対象外
2	003	建物	公共建物
3	004	建物付属設備	公共建物
4	005	工作物	公共建物
5	006	機械器具	対象外
6	007	船舶	対象外
7	099	その他の有形固定資産	対象外
8	100	建設仮勘定	対象外
9	201	道路（公共土地）	対象外
10	202	河川（公共土地）	対象外
11	205	漁港・港湾（公共土地）	対象外
12	207	公園（公共土地）	対象外
13	210	下水処理（公共土地）	対象外
14	212	農道（公共土地）	対象外
15	299	その他（公共土地）	対象外
16	305	漁港・港湾（公共建物）	公共建物
17	307	公園（公共建物）	公共建物
18	310	下水処理（公共建物）	公共建物
19	349	その他（公共建物）	公共建物
20	350	橋梁（公共工作物）	インフラ
21	351	道路（公共工作物）	インフラ
22	352	河川（公共工作物）	インフラ
23	355	漁港・港湾（公共工作物）	インフラ
24	357	公園（公共工作物）	インフラ
25	358	下水道（公共工作物）	インフラ
26	359	防火水槽（公共工作物）	インフラ
27	360	下水処理（公共工作物）	インフラ
28	361	トンネル（公共工作物）	インフラ
29	362	農道（公共工作物）	インフラ
30	363	林道（公共工作物）	インフラ
31	399	その他（公共工作物）	インフラ
32	400	その他の公共用財産	対象外
33	500	公共用財産建設仮勘定	対象外
34	600	物品	対象外
35	601	美術品	対象外
36	700	ソフトウェア	対象外

（2）対象施設の施設類型の設定

本計画（改訂版）の対象施設は、策定後の計画期間中において、対象施設の現況を固定資産台帳から年度ごとに把握できるように、固定資産台帳の補助科目と整合性を図り、「公共建物」「インフラ」について、次の「101 庁舎」から「1999 その他インフラ」までの26施設類型を設定します。

なお、「公共建物」の施設類型は、固定資産台帳上の「施設名称」にもとづいて類型化しています。また、「インフラ」の施設類型「1005 水道」の対象施設は、固定資産台帳上の科目に区分が示されていないため、「399 その他（公共工作物）」のうち、主に簡易水道事業の施設を設定します。

この結果、本計画（改訂版）において対象とする施設全体は、既往の公共施設等総合管理計画の対象と同じ範囲の対象とし、比較検討を可能とする一方、新たに固定資産台帳を活用した26の施設類型を設定するものです。

固定資産台帳上の補助科目

補助科目	補助科目名称
003	建物
004	建物付属設備
005	工作物
305	漁港・港湾（公共建物）
307	公園（公共建物）
310	下水処理（公共建物）
349	その他（公共建物）

本計画（改訂版）の対象施設類型

取扱	No	類型	類型名称
公共建物	01	101	庁舎
	02	201	コミュニティ施設
	03	202	文化施設
	04	301	学校教育施設
	05	302	スポ・レク施設
	06	401	保健福祉施設
	07	501	住宅施設
	08	601	漁港関連施設
	09	602	道の駅・まちの駅
	10	701	観光施設
	11	702	観光関連施設
	12	703	公衆トイレ
	13	801	消防施設
	14	802	防災施設
	15	803	環境衛生施設
	16	999	その他施設
インフラ	17	1001	公園
	18	1002	道路
	19	1003	橋梁
	20	1004	農道・林道
	21	1005	水道
	22	1006	下水道
	23	1007	防火水槽
	24	1008	河川
	25	1009	漁港・港湾
	26	1999	その他インフラ

補助科目	補助科目名称
357	公園（公共工作物）
351	道路（公共工作物）
361	トンネル（公共工作物）
350	橋梁（公共工作物）
362	農道（公共工作物）
363	林道（公共工作物）
399	その他（公共工作物）
358	下水道（公共工作物）
360	下水処理（公共工作物）
359	防火水槽（公共工作物）
352	河川（公共工作物）
355	漁港・港湾（公共工作物）

(3) 施設類型別の対象施設一覧

施設類型別の対象施設は、以下に示すとおり、「公共建物」163施設となります。

区分	No	類型	類型名称	施設	施設名称
公共建物	01	1	101 庁舎	1670	高浜町役場
	02	2	201 コミュニティ施設	0020	宮尾集会所
		3		0040	下集会所
		4		0050	日引集会所
		5		0060	青葉集会所
		6		0460	三松センター
		7		0760	西三松福祉集会所
		8		0920	内浦基幹集落センター
		9		1000	関屋集会所
		10		1450	まちづくりネットワーク事務所
		11		1530	和田公民館
		12		1540	青郷公民館
		13		1550	内浦公民館
		14		1560	高浜公民館
		15		1690	まちなか交流館
		03		16	202 文化施設
	17		1600	中央図書館	
	18		1660	郷土資料館	
	04	19	301 学校教育施設	0070	高野分校
		20		1460	和田小学校
		21		1470	高浜小学校
		22		1480	青郷小学校
		23		1490	高浜中学校
		24		1500	内浦小中学校
		25		1520	学校給食センター
	05	26	302 スポ・レク施設	0880	安土山公園
		27		0910	城山公園
		28		0930	キャンプ場
		29		1070	池田山公園
		30		1170	広瀬山自然公園
		31		1180	広瀬山オートキャンプ場
		32		1220	和田 東スカ公園
		33		1230	五色山公園
		34		1580	B & G 海洋センター（体育館・和田球場・和田テニスコート）
		35		1610	中央体育施設（中央体育館・中央球場）
		36		1620	青葉総合グラウンド
		37		1630	青葉ふれあいドーム
		38		1640	西地区体育館
		39		1650	青葉山健康長寿の里
	06	40	401 保健福祉施設	0240	保健福祉センター
		41		0250	高浜保育所
		42		0260	和田保育所
		43		0270	青郷保育所
		44		0280	内浦保育所
		45		0290	高浜児童センター
		46		0300	和田児童センター
		47		0310	青郷児童センター
		48		0320	医師公舎
		49		0330	内浦診療所
		50		0780	瑞祥苑
		51		0790	社会福祉センター
		52		0800	高齢者生活福祉センター
		07		53	501 住宅施設
	54		0350	水明団地	
	55		0360	汐入団地	
	56		0380	畑団地	
	57		0390	立石団地	
	58		0400	西三松団地	
	59		0410	日置団地	
	60		0420	青葉団地	
	61		0430	関屋団地	
	62		0440	出合団地	
	63		0450	音海団地	

区分	No	類型	類型名称	施設	施設名称
	08	64	601 漁港関連施設	0710	西三松共同作業所
				0720	西三松共同作業所 漁具倉庫
				0730	西三松共同出荷貯蔵庫
				0810	音海漁港
				0820	上瀬漁港
				0840	小黒飯漁港
				1410	高浜漁港（塩土・漁村文化伝承館横）
				1420	高浜漁港漁具保管施設
				1430	高浜漁港西作業所
				1440	高浜漁港東作業所
	09	74	602 道の駅・まちの駅	1320	道の駅 シーサイド高浜
				1380	まちの駅ぷらっとHome高浜
				1390	市場きなーれ
	10	77	701 観光施設	1330	青郷駅併設施設
				1350	三松駅併設観光振興施設
				1360	若狭和田駅併設観光振興施設
	11	80	702 観光関連施設	0890	和田臨時派出所
				0940	白浜臨時派出所
				0950	和田放送救護監視所
				0970	漁浜臨時派出所
				1010	休憩所
				1080	ビーチクリナー庫①
				1090	ビーチクリナー庫②
				1260	若宮臨時派出所
				1310	ジャンボタクシー山中待合所
				1340	若宮倉庫
	12	90	703 公衆トイレ	0820	上瀬漁港
				0830	上瀬海岸
				0850	漁浜臨派東側トイレ
				0860	若宮海釣り公園
				0870	和田新港はまなす公園
				0960	鳥居浜臨時派出所
				0980	漁浜臨派西側トイレ
				0990	和楽荘下駐車場（塩田駐車場西）トイレ
				1020	民宿キシモト下 トイレ
				1030	はまなすパーク
				1050	和田漁協
				1060	笠原川河口西側 トイレ
				1100	若宮病院跡地 トイレ
				1110	松風下東（白浜臨派東側）トイレ
				1120	放送センター西側（南側）トイレ
				1130	民宿浜屋下（浜岸宅前）トイレ
				1140	宇治区国道沿い（ふれあい広場）トイレ
				1150	和田駅前（和田観光協会横）トイレ
				1160	和田臨派西側（和田キャンプ場入口）トイレ
				1180	広瀬山オートキャンプ場
				1190	海浜公衆便所
				1200	鳥居浜臨派横 トイレ
				1210	高浜園地内 トイレ
				1270	中町コミュニティー広場
	1280	妙見山口 トイレ			
	1290	和田キャンプ場入口受付横トイレ			
	1370	若狭和田駅便所			
	1700	海岸自転車道入口トイレ			
	1720	音海（小泊）公衆トイレ			
	1760	鳥居浜公衆トイレ			

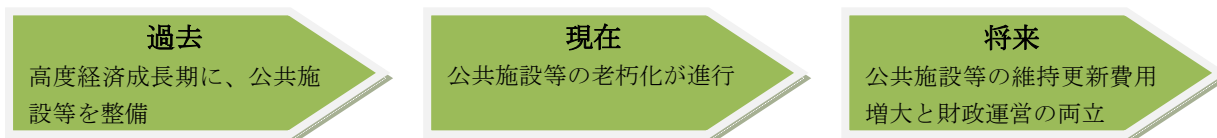
区分	No	類型	類型名称	施設	施設名称	
	13	120	801 消防施設	0130	消防団第1分団詰所	
		121		0140	消防団第2分団詰所	
		122		0150	消防団第3分団詰所	
		123		0160	消防団第4分団詰所	
		124		0170	消防団第5分団詰所	
		125		0220	車持ポンプ庫	
		126		0230	和田2区ポンプ庫	
		127		1710	若狭消防署高浜分署	
		14	128	802 防災施設	0110	旧音海小中学校
			129		0180	防災倉庫 青郷公民館
			130		0190	防災倉庫 中央体育施設
			131		0200	防災倉庫 内浦公民館
			132		0210	防災倉庫 保健福祉センター
			15		133	803 環境衛生施設
			134	0480	子生地区農集処理施設	
	135		0490	神野地区農集処理施設		
	136		0500	鎌倉地区農集処理施設		
	137		0510	青郷地区農集処理施設		
	138		0520	山中地区農集処理施設		
	139		0530	難波江・小黒飯地区農集処理施設		
	140		0540	下・宮尾地区農集処理施設		
	141		0550	音海地区漁集処理施設		
	142		0560	上瀬地区漁集処理施設		
	143		0570	日引地区漁集処理施設		
	144		0580	せらぎランド		
	145		0590	和田ポンプ場		
	146		0600	高浜ポンプ場		
	147		0610	鎌倉簡易水道施設		
	148		0620	日引簡易水道施設		
	149		0630	山中簡易水道施設		
	150		0640	上瀬飲料水供給施設		
	151		0650	宮尾・下飲料水供給施設		
	152		0660	神野・神野浦簡易水道施設		
	153	0670	高浜町浄化センター			
	154	0680	不燃物処分地			
	155	0690	高浜斎苑			
	156	0700	高浜町リサイクルセンター			
	16	157	999 その他施設	0010	旧高浜町庁舎	
		158		0030	旧日引小学校	
		159		0080	旧ボート会館	
		160		0100	旧神野小学校	
		161		0120	旧隔離病舎	
		162		0770	旧高浜町浄化ランド	
		163		1510	旧教職員住宅	
	インフラ	17		164	1001 公園	
18		165	1002 道路			
19		166	1003 橋梁			
20		167	1004 農道・林道			
21		168	1005 水道			
22		169	1006 下水道			
23		170	1007 防火水槽			
24		171	1008 河川			
25		172	1009 漁港・港湾			
26		173	1999 その他インフラ			

1.2 背景

1.2.1 公共施設等の更新問題

全国的に高度経済成長期に整備してきた公共施設等は、耐用年数が迫り、これから一斉に更新時期を迎えることとなります。今後、多くの公共施設等が老朽化による維持経費の増大とともに更新費用も一斉に必要なことが予想され、財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、維持更新費用の削減策とともに財源の確保が課題となっています。

本町においては、平成 28（2016）年に役場庁舎を更新、新たに建設した以後は、大規模な公共施設等の更新を控え、『2.2.1 公共施設の現状』において後述するように、公共施設保有量の総量は、近年はほぼ横ばい、または微減で推移しています。このため、長期的には、耐用年数に迫る公共施設等の更新費用と、老朽化にともなう維持管理費用の増大という局面を迎えています。

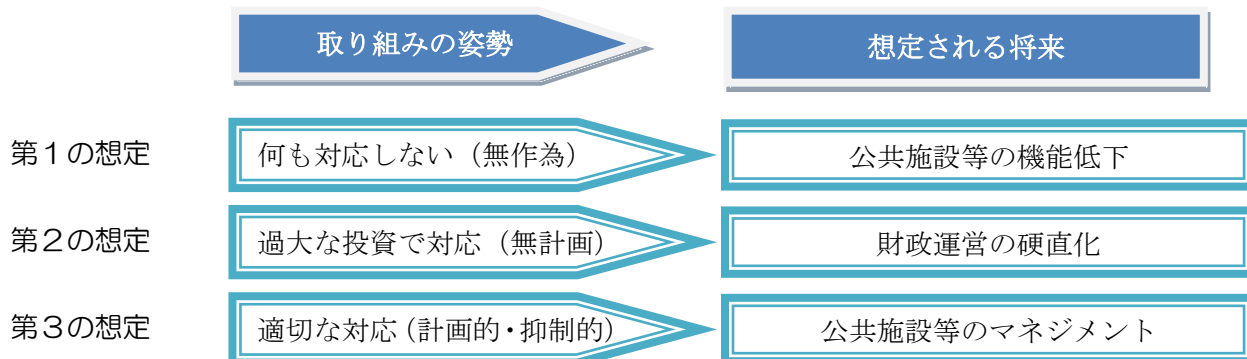


公共施設等の更新問題は、今後の取組に応じて、大きく3つ想定が考えられます。

第1の想定は更新問題への対応を先延ばしすることにより、「公共施設等の機能低下」というものです。公共施設等の老朽化が進行する中で、公共施設等の機能低下が続き、利用者への危険度の増大、公共施設等の機能やサービスの低下をまねくケースです。

第2の想定は、公共施設等の更新をくり返し、同時に維持管理費用を抑制できず、限られた財源のなかで公共施設等に対する歳出が増大し、それが足かせとなり、財政運営の硬直化と、ひいては他の公共サービスの縮小につながり兼ねない事態を引き起こすケースとなります。

第3の想定は、公共施設等に対する適切な維持管理状態を保ち、今ある公共施設等を町民および町の大切な財産として、少しでも長く使い続けることにより、必要以上の公共施設等への投資を抑制し、計画的に公共施設等をマネジメントしていくケースです。



本町においては、第3の想定である「公共施設等のマネジメント」を目指し、堅実な財政運営を引き続き維持し、計画的かつ費用の抑制的に、公共施設等の更新問題に対応していくため、その基本的な考え方として本計画（改訂版）を策定するものとします。

1.3 国等の動向

1.3.1 インフラ長寿命化基本計画

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化する現状を受けて、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

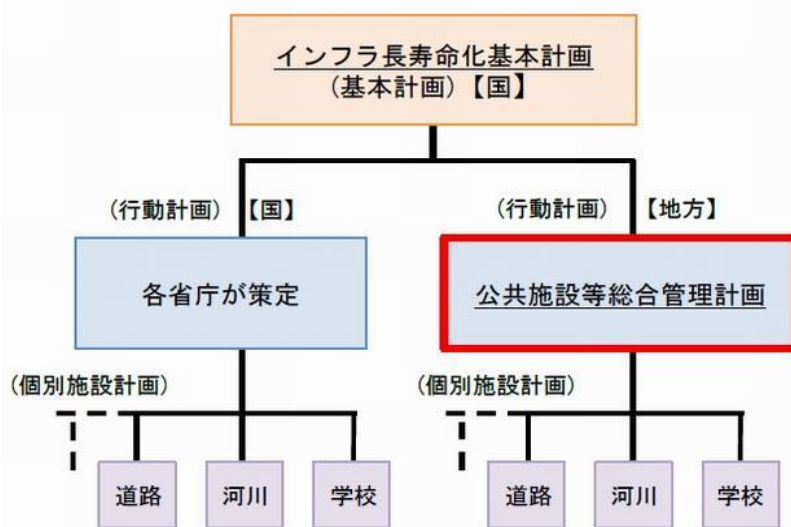
この計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものであり、地方公共団体はこの計画に基づき行動計画を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

1.3.2 公共施設等総合管理計画

国からの要請により、地方公共団体が策定することとなった行動計画が「公共施設等総合管理計画」です。厳しい財政状況の中で、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を目指そうとするものです。

1.3.3 個別施設計画

公共施設等総合計画に示した基本的な考え方にもとづいて、各施設の利用状況・老朽化等の状況を把握したうえで、各施設の具体的な管理の方針を定め、計画的な大規模修繕、長寿命化、施設の統廃合・集約化等を図るものとして計画するものです。各省庁において、施設の種別ごとに長寿命化計画策定に係る手引等の個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等が示されています。



インフラ長寿命化計画の体系

資料：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」

1.3.4 公共施設等の管理に関する取組経過

本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、これまで実施してきた取組は次のとおりです。

取組に関する計画	策定年月
高浜町公共施設等個別施設計画	令和4（2022）年3月
高浜町営住宅長寿命化計画	令和4（2022）年2月
高浜町総合計画	令和3（2021）年3月
高浜町上水道事業経営戦略	令和3（2021）年3月
高浜町簡易水道事業経営戦略	令和3（2021）年3月
高浜町公共下水道事業経営戦略	令和3（2021）年3月
高浜町集落排水事業経営戦略	令和3（2021）年3月
高浜町地域温暖化対策実行計画	令和2（2020）年3月
高浜町道路トンネル個別施設計画	令和元（2019）年3月
高浜町立地適正化計画	令和元（2019）年3月
高浜町公共施設等総合管理計画	平成29（2017）年3月
高浜町橋梁長寿命化修繕計画（第2期）	平成28（2016）年3月

第2章 本町の現状と課題

2.1 人口と財政

2.1.1 将来展望人口

「第2次高浜町まち・ひと・しごと創生・人口ビジョン総合戦略」（令和3（2021）年3月策定）において、本町の令和22（2040）年までの将来展望人口は下表のとおりに移ると示されています。

将来展望人口の推移 単位：人

和暦年 (西暦)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
総数	10,596	10,123	9,619	9,097	8,680	8,274
年少人口 0～14歳	1,369	1,185	1,061	969	924	936
生産年齢人口 15～64歳	6,055	5,650	5,282	4,892	4,617	4,223
高齢人口 65歳～	3,172	3,288	3,275	3,236	3,139	3,115

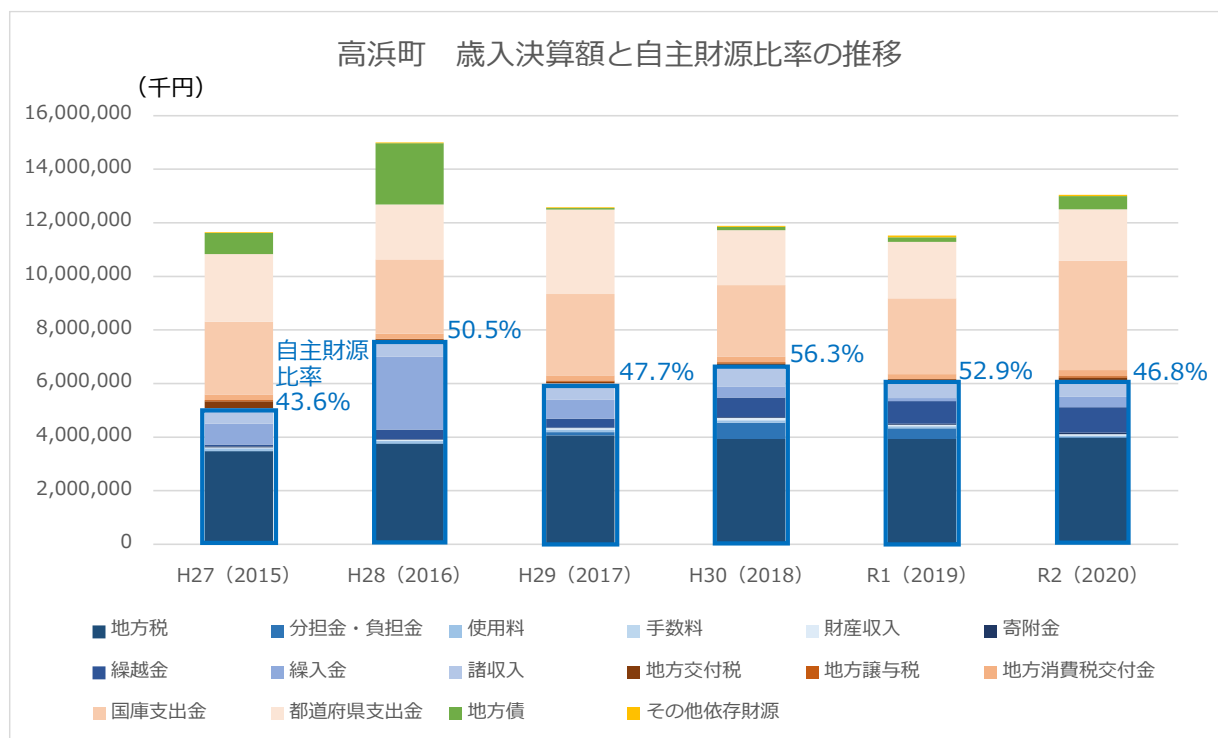
本町の令和7（2025）年人口9,619人は令和22（2040）年までに8,274人に減少し減少率は14%になります。

また、町の税収を担う生産年齢人口は同様に5,650人から4,223人に減少し、減少率は25%と総人口を上回る減少率を示します。

2.1.2 財政の状況

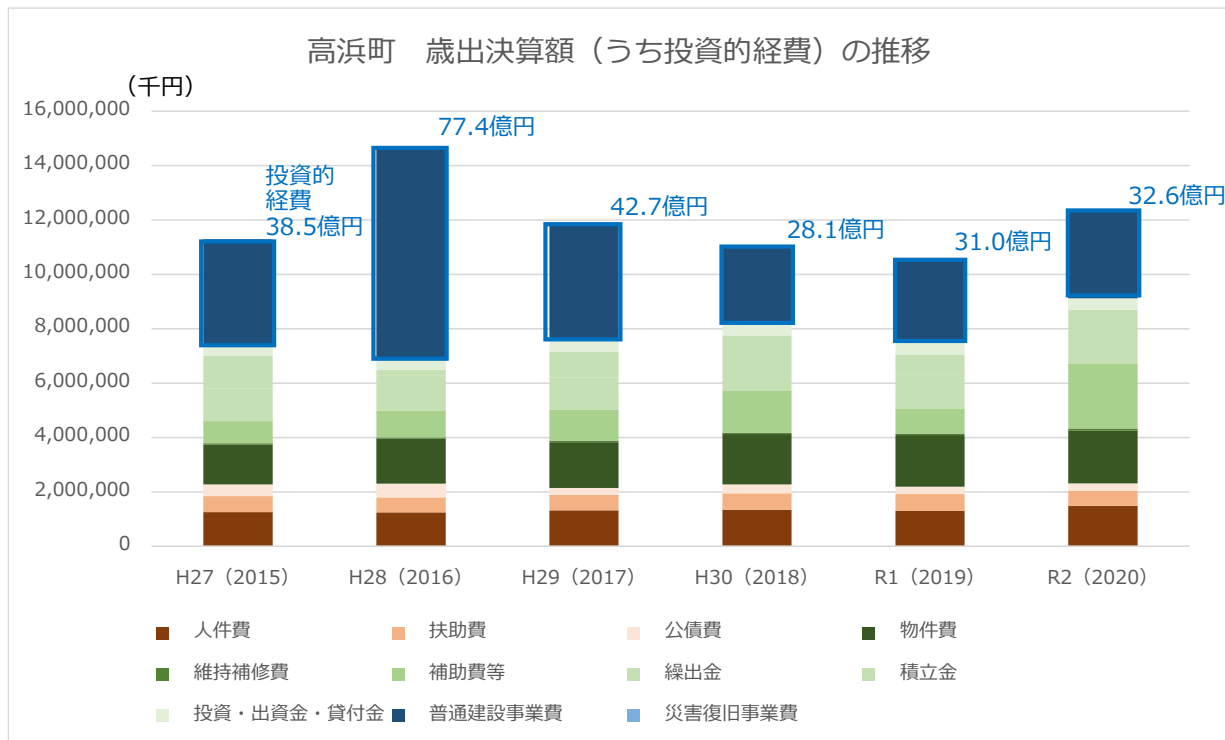
(1) 歳入決算額の推移

本町の歳入決算額は、直近の令和2（2020）年度において120億円を上回る財政規模であり、自主財源比率は概ね50%を前後して推移しています。



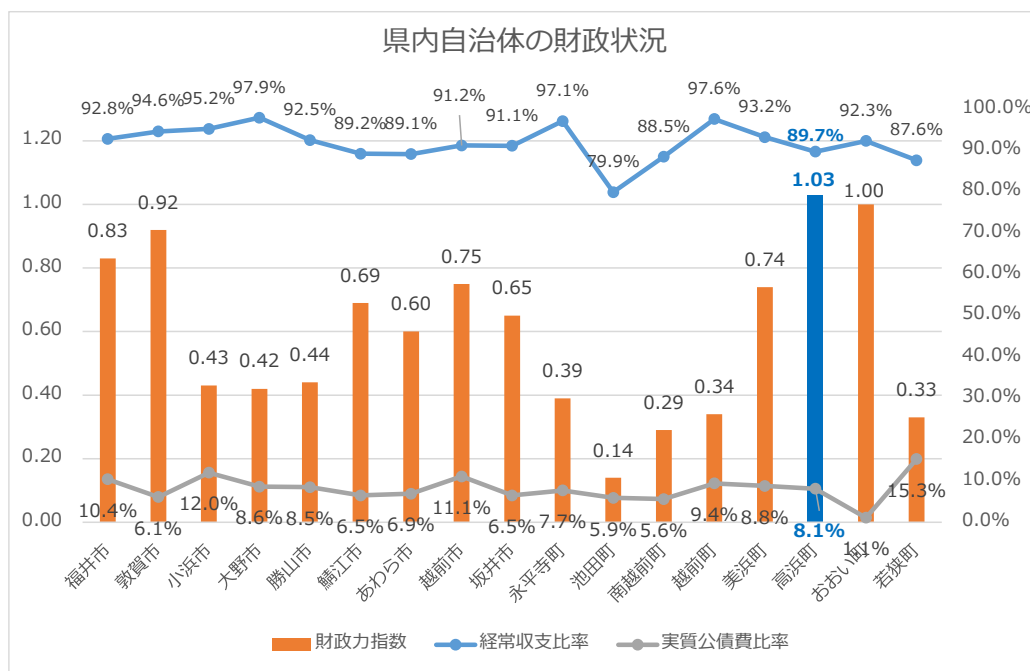
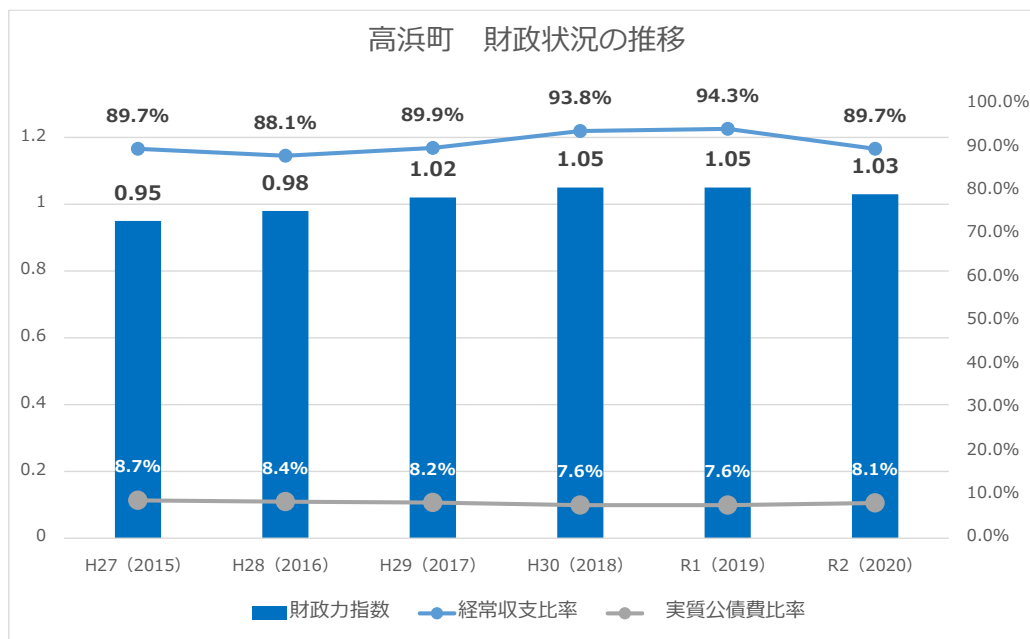
(2) 歳出決算額の推移

歳出額のうち、投資的経費である普通建設事業費等は、直近の3か年度においては30億円の前後の規模で推移しています。



(3) 財政指標の推移

財政力指数²は、1.0を上回り推移しているほか、経常収支比率³は90%の前後、実質公債費比率⁴については8%の前後の水準で推移しています。県内自治体においては、財政の健全性は高いものとなっています。



資料：総務省「令和2（2020）年度 市町村別決算状況調」より作成

²財政力指数： 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数。過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

³経常収支比率： 財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に支出できる財源が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

⁴実質公債比率： 収入に対する実質的な借入の比率。通常収入される一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。18%以上であると新たな借入をするために国や都道府県の許可が必要。

2.2 公共施設等の現状と課題

2.2.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の総量

本町の公共建物の延べ面積（延床面積）の総量は、115,486㎡となり、用途別にみると、学校施設（主に小中学校）が26,529㎡で最も多く、次いでスポ・レク施設が17,181㎡、環境衛生施設が15,291㎡の順となっています。

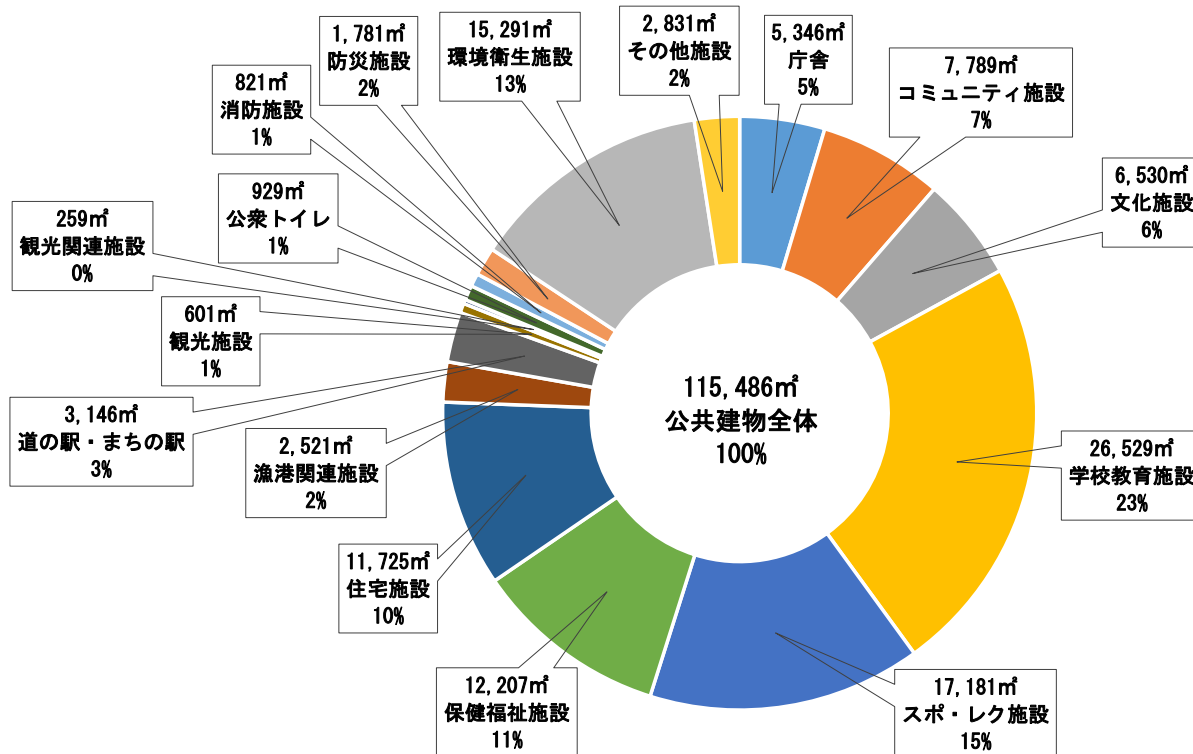
区分	類型 類型名称	面積 (㎡)	延長 (m)
公共建物	101 庁舎	5,346	—
	201 コミュニティ施設	7,789	—
	202 文化施設	6,530	—
	301 学校教育施設	26,529	—
	302 スポ・レク施設	17,181	—
	401 保健福祉施設	12,207	—
	501 住宅施設	11,725	—
	601 漁港関連施設	2,521	—
	602 道の駅・まちの駅	3,146	—
	701 観光施設	601	—
	702 観光関連施設	259	—
	703 公衆トイレ	929	—
	801 消防施設	821	—
	802 防災施設	1,781	—
	803 環境衛生施設	15,291	—
999 その他施設	2,831	—	
公共建物 合計		115,486	—
インフラ	1001 公園	—	—
	1002 道路	13,343	175,104
	1003 橋梁	7,058	—
	1004 農道・林道	—	58,856
	1005 水道	—	—
	1006 下水道	—	—
	1007 防火水槽	—	—
	1008 河川	—	69,410
	1009 漁港・港湾	26,486	—
	1999 その他インフラ	—	—
インフラ 合計		46,887	303,370

備考：図表中「—」は、高浜町固定資産台帳に数量の記載がない施設

資料：令和2（2020）年度高浜町固定資産台帳より作成

このうち、公共建物について、施設類型別の面積の割合をみると、学校教育施設23%、スポ・レク施設15%、環境衛生施設13%、以上の3施設類型で合計51%となり、半数以上を占めます。

高浜町における公共建物の延べ面積（令和2（2020）年度）



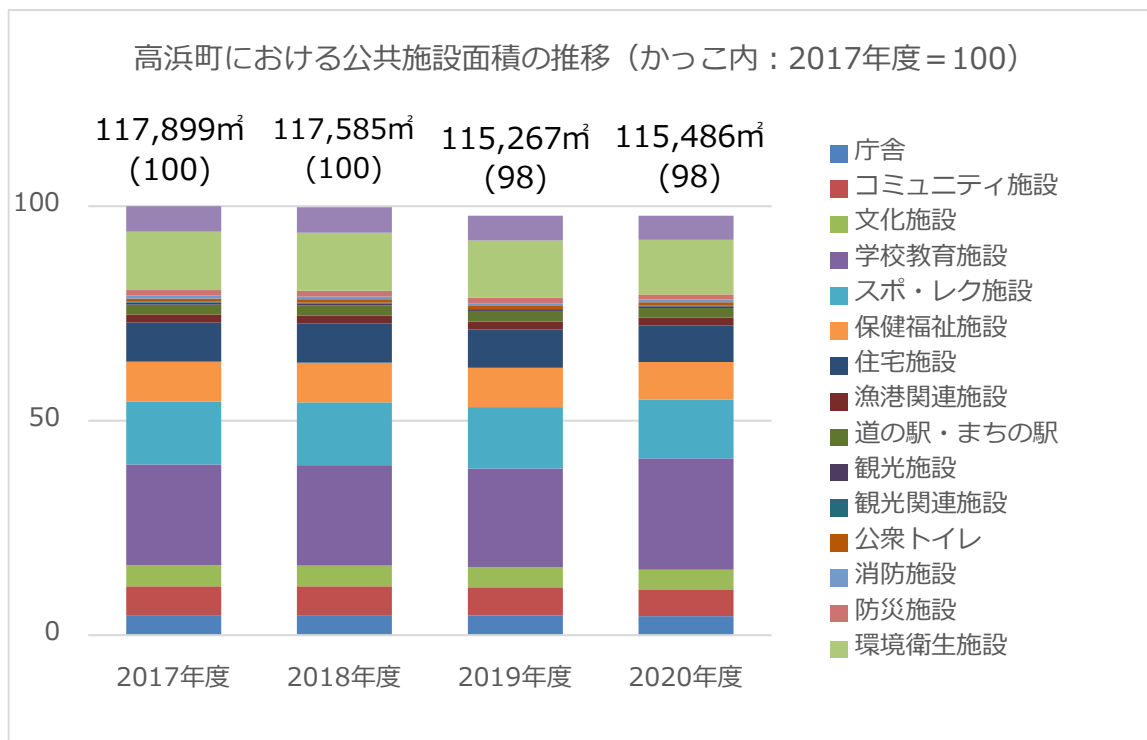
区分	類型	類型名称	分類	面積 (m²)	延長 (m)	
公共建物	101	庁舎	庁舎	5,346	—	
	201	コミュニティ施設	集会所・公民館 まちづくり施設等	5,155 2,291	— —	
	202	文化施設	文化施設・図書館・郷土資料館	6,530	—	
	301	学校教育施設	小学校 中学校 小中学校・分校 学校給食センター	13,205 8,782 3,807 735	— — — —	
	302	スポ・レク施設	体育施設等 公園・レクリエーション系施設	12,252 4,929	— —	
	401	保健福祉施設	保育所・児童センター 保健・福祉系施設	5,848 6,703	— —	
	501	住宅施設	団地	11,725	—	
	601	漁港関連施設	漁港 作業所・倉庫等	1,871 650	— —	
	602	道の駅・まちの駅	道の駅・まちの駅	3,146	—	
	701	観光施設	観光振興施設等	601	—	
	702	観光関連施設	臨時派出所 観光関連施設等	88 171	— —	
	703	公衆トイレ	公衆トイレ	929	—	
	801	消防施設	分団詰所・分署 ポンプ庫	806 15	— —	
	802	防災施設	防災倉庫 旧小中学校	30 1,751	— —	
	803	環境衛生施設	農集処理施設 漁集処理施設 水道・水供給施設 環境関連施設	2,216 249 9,777 3,049	— — — —	
	999	その他施設	用途廃止施設	2,831	—	
	公共建物 合計				115,486	—

備考：図表中「—」は、高浜町固定資産台帳に数量の記載がない施設

資料：令和2（2020）年度高浜町固定資産台帳より作成

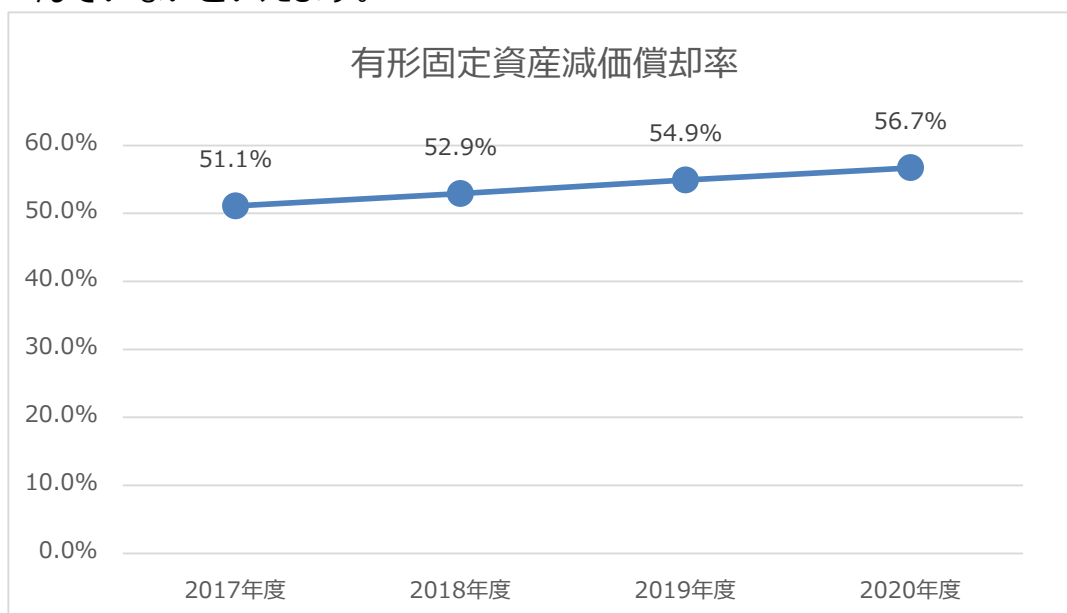
（2）公共施設（公共建物）の推移

本町の公共施設（公共建物）の延床面積の総量は、平成 28（2016 年）以降、ほぼ横ばい、または微減で推移しており、大きな変動はありません。



また、公共施設（公共建物）の取得価額に対する、有形固定資産減価償却累計額の割合により算定される「有形固定資産減価償却率」は、施設の取得（建設・整備）当初の価値に対して、施設の価値がどれだけ目減りしているかを示す指標です。この指標により、施設を使用できる期間である耐用年数に対して、使用期間が経過し、老朽化度合いの目安となるものです。

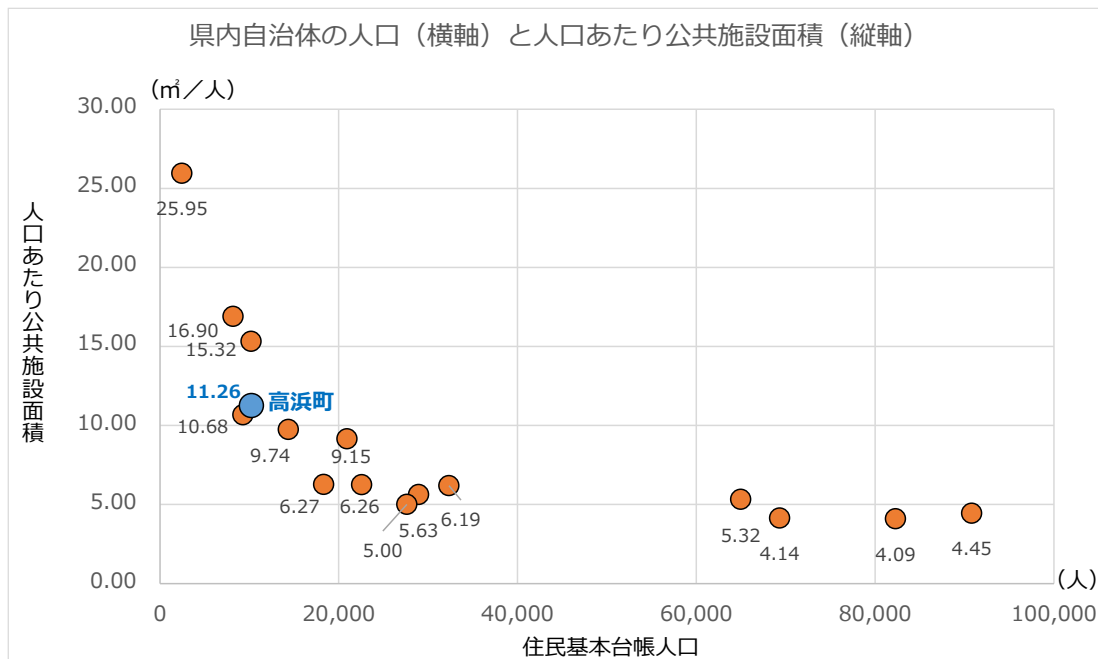
本町における公共施設（公共建物）の有形固定資産減価償却率は、近年、ゆるやかに増加しているものの、50%台で推移しており、公共施設ストック全体として老朽化は進んでいないといえます。



（3）県内自治体との公共施設（公共建物）の比較

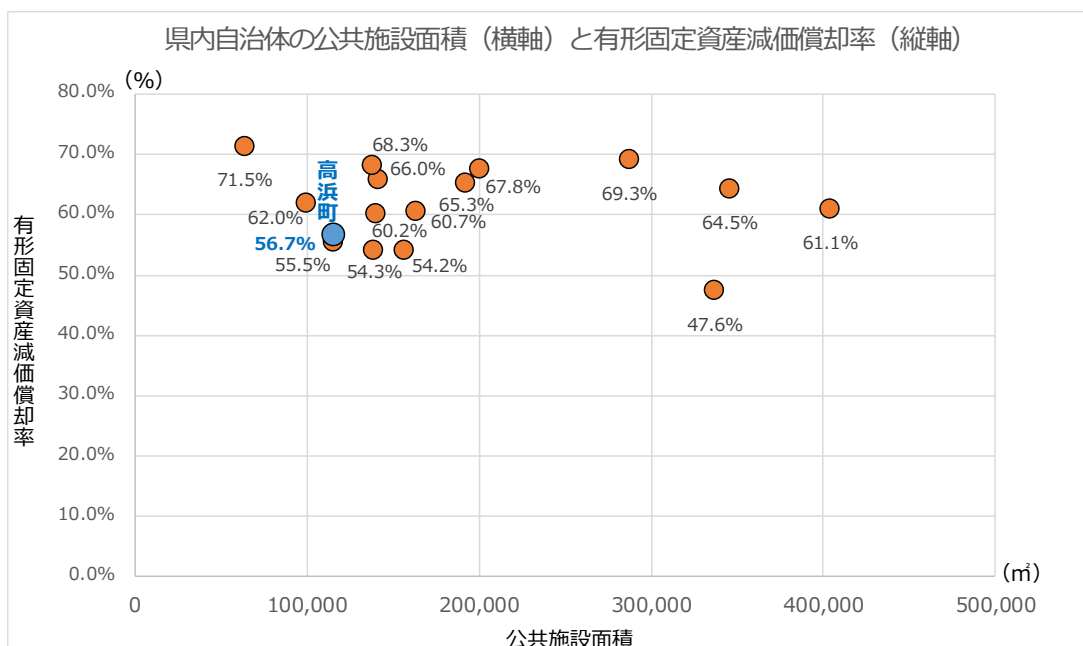
本町における人口1人あたりの公共建物（公共施設）の床面積は、11.26 m²/人であり、同規模の1万人程度の他の県内自治体と比較すると大きくはない状況にあります。

また、公共施設老朽度を表す有形固定資産減価償却率は56.7%であり、同規模の10万～15万m²程度の施設総量を有する県内自治体と比較すると老朽度は低いといえます。



備考:福井市（人口263,152人、人口あたり公共施設面積3.55m²/人）は図表中欄外のため非表示

資料:総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」（令和2（2020）年度データ）より作成



備考:福井市（公共施設面積932,380m²、有形固定資産償却率74.2%）は図表中欄外のため非表示

令和元（2019）年度データ:小浜市,大野市,勝山市,鯖江市,越前市,若狭町

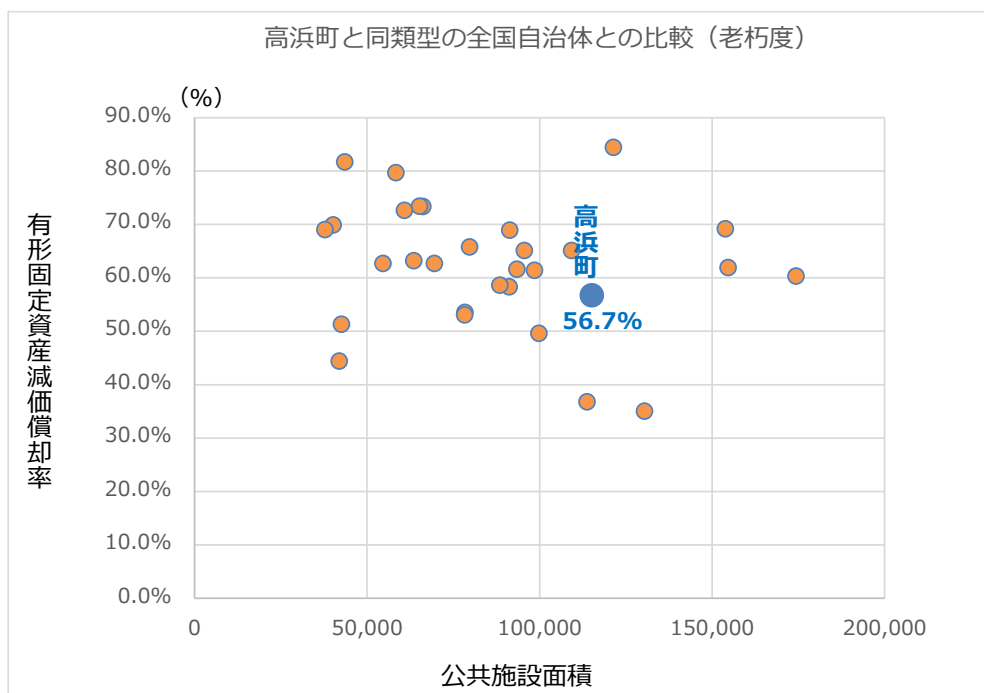
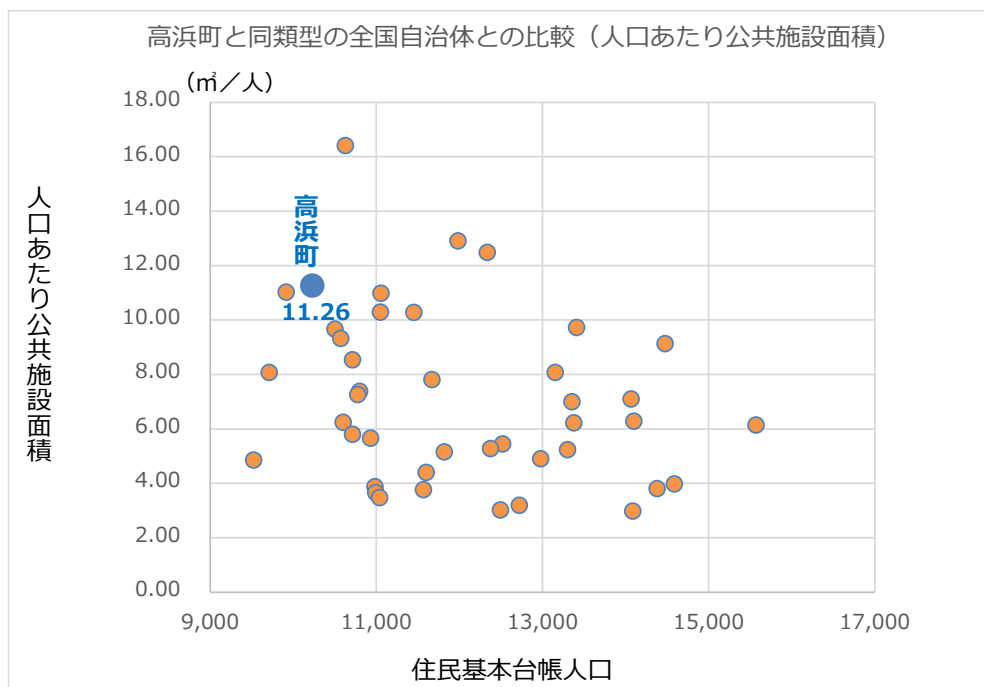
平成29（2017）年度データ:おおい町

資料:総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」（令和2（2020）年度データ）より作成

（４）全国と同類型自治体との公共施設（公共建物）の比較

総務省のとりまとめた一覧表に示されている自治体の類型のうち、本町に該当する「町村Ⅲ－２」類型について、全国の自治体と比較すると、高浜町の人口1人あたり公共施設面積は、比較的大きいものとなっています。

また、同様に、有形固定資産減価償却率の比較においては、低い水準となっており、全国と比較しても、県内自治体との比較と同じく、本町の公共施設の老朽度は進んでいないことがわかります。

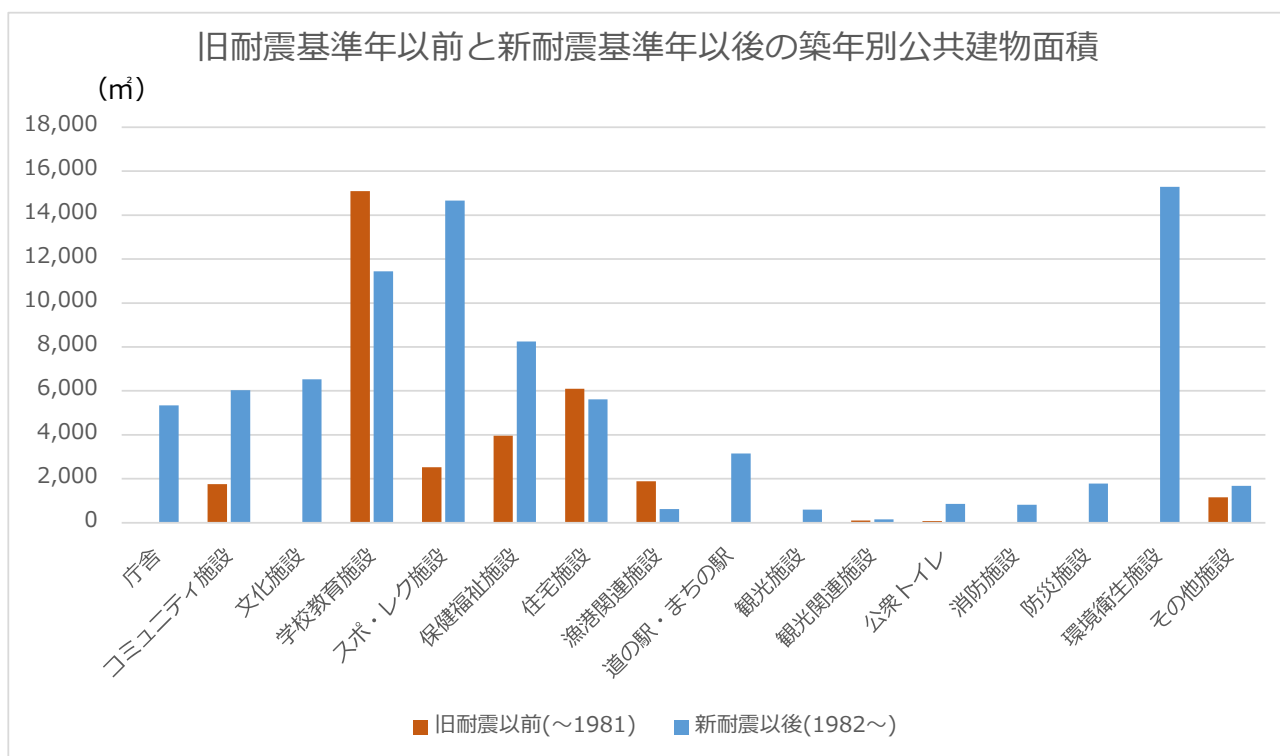
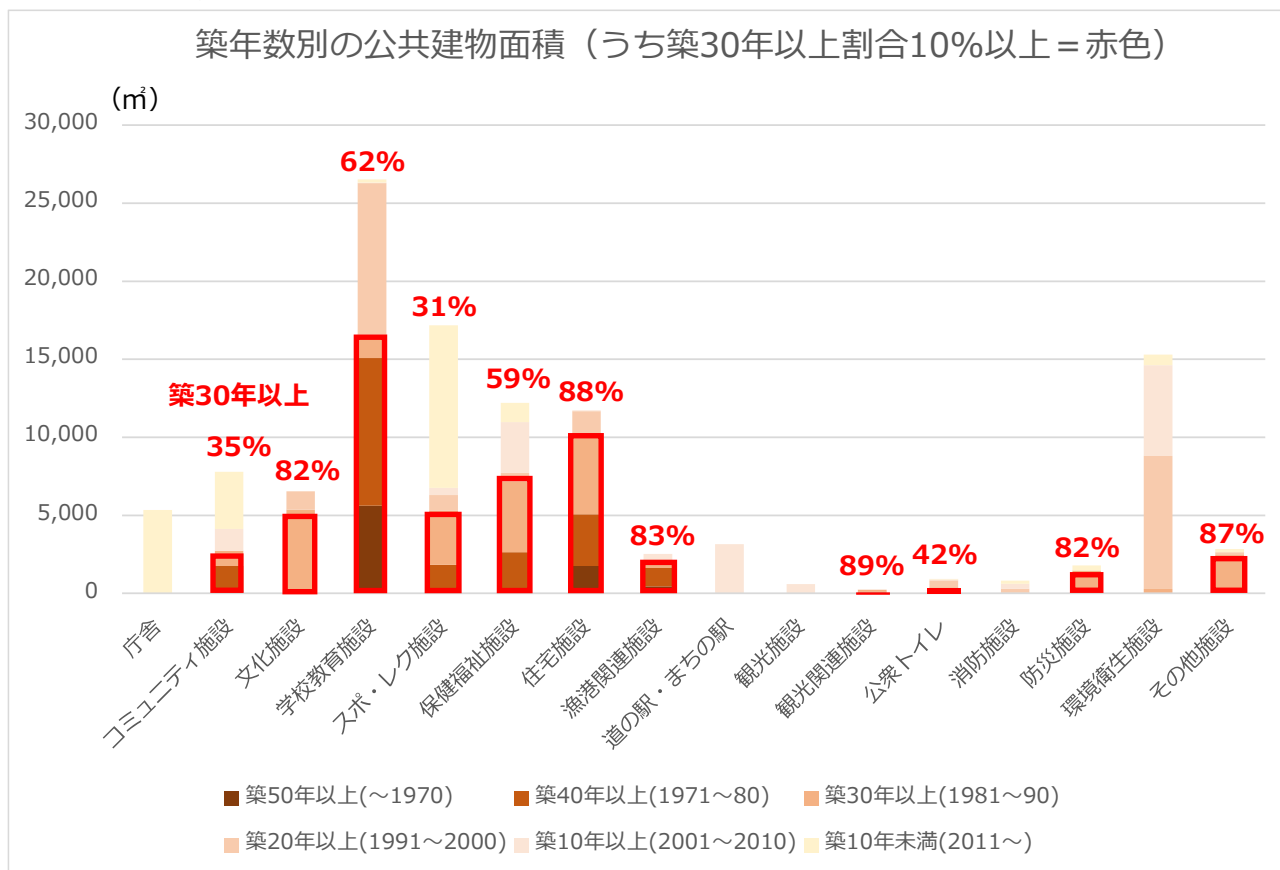


備考：類型「町村Ⅲ－２」（人口10,000人～15,000人，産業別就業者比率Ⅱ次Ⅲ次合計80%～，かつⅢ次60%～） ※Ⅱ次：第2次産業、Ⅲ次：第3次産業

資料：総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」（令和2（2020）年度データ）より作成

(5) 公共施設（公共建物）の築年別状況

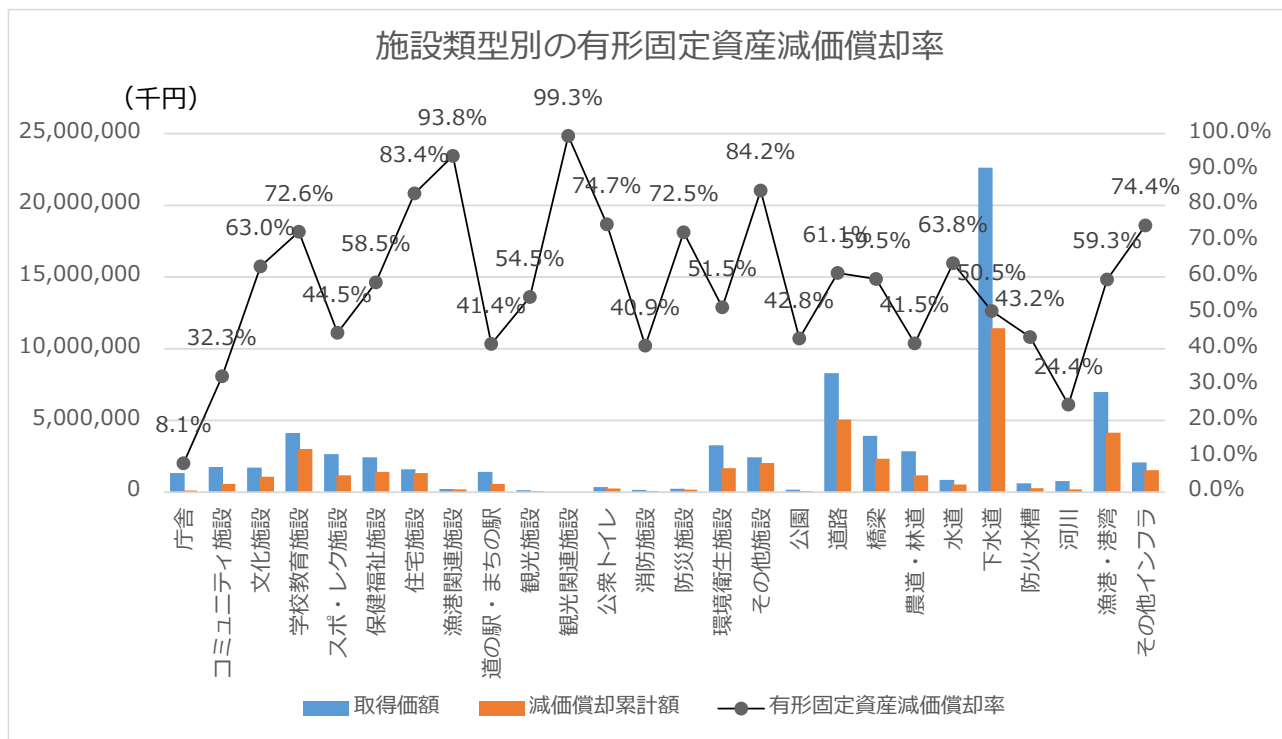
本町の公共建物を築年別に10年ごとに分けると、住宅施設、漁港関連施設、学校教育施設は築30年以上の建物割合が多くなっています。また、学校教育施設、住宅施設においては、旧耐震基準年以前の昭和56（1981）年以前の施設面積が、新耐震基準年以後の昭和57（1982）年以後の施設面積より多いものとなっています。なお、学校教育施設は耐震補強が進んでいます。



2.2.2 公共施設等の課題

(1) 公共施設の老朽化

本町の公共施設を類型別に老朽度を表す有形固定資産減価償却率でみると、住宅施設、学校教育施設、文化施設のほか、観光関連施設、漁港関連施設が高く老朽化が進んでいます。また、インフラについては、水道、道路、橋梁の老朽化が比較的進んでいます。



(2) 人口減少によるニーズの変化

少子高齢化の進行による人口減少に加え、年齢階層別の人口数及びその割合が変化することで、公共施設等の必要な規模の変化が予想されます。将来的には、学校教育系施設に対するニーズの減少や、保健福祉系施設に対するニーズの増加など、公共施設等全体に対するニーズの変化が想定されます。今後は、公共施設に求められる規模、役割及び機能の見直しなど公共施設等全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

(3) 公共施設等の長寿命化

総務省より通知されている「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和4（2022）年4月1日改訂）において、長寿命化対策を反映した場合の中長期的な経費の見込みを立てることが求められています。

このため、本町の公共施設等の更新について、今後40年間の費用を推計しました。費用推計にあたっては、本町における個別施設計画等の公共施設等の管理に関する取組を踏まえたうえで、計画的に公共施設等の更新を図り、費用を抑制するために、次の推計方法の考え方をを用いることとします。

● 推計方法の考え方：「法定耐用年数」に対して「目標耐用年数」による更新の推計

公共施設等の全ての有形固定資産は、省令（財務省）により、資産の種別ごとに「法

定耐用年数」が定められています。この法定耐用年数は、税法上の資産の価値が継続する年数を示しているため、実際の公共建物やインフラの老朽度に即した、施設を使用できる年数は、法定耐用年数より長いものとなるのが一般的となっています。

このため、公共施設等の更新費用に影響を与える、更新期間として、「**目標耐用年数**」を設定し、実際の施設の使用期間に応じた年数において、維持管理をおこない、その目標耐用年数の経過後に、公共施設等を更新する考え方に対応した費用を推計します。

本町においては、令和4（2022）年3月に個別施設計画をとりまとめており、本計画（改訂版）の対象とする公共建物163施設のうち、77施設について、目標耐用年数を「**従来型**」と、「**長寿命型**」に分けて費用推計しています。「従来型」は、『従来の改修を続けた場合』の目標耐用年数であり、「長寿命型」は、『長寿命化改修を行った場合』の目標耐用年数を用いた推計となります。

このため、本計画（改訂版）においても、この2つの考え方にもとづいて、目標耐用年数を各公共施設等に設定し、次の2つの方法により、将来の費用を推計します。

●推計方法その1：「**従来型**」の目標耐用年数による公共施設等の更新にもとづく推計
（基本的な考え方） $\text{目標耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 1.20$

●推計方法その2：「**長寿命型**」の目標耐用年数による公共施設等の更新にもとづく推計
（基本的な考え方） $\text{目標耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 1.33$

※目標耐用年数の計算例：例えば… 高浜町役場庁舎（鉄筋コンクリート造）の場合
鉄筋コンクリート造（事務所用）法定耐用年数 = 50年

→推計方法その1：「**従来型**」の目標耐用年数の算定

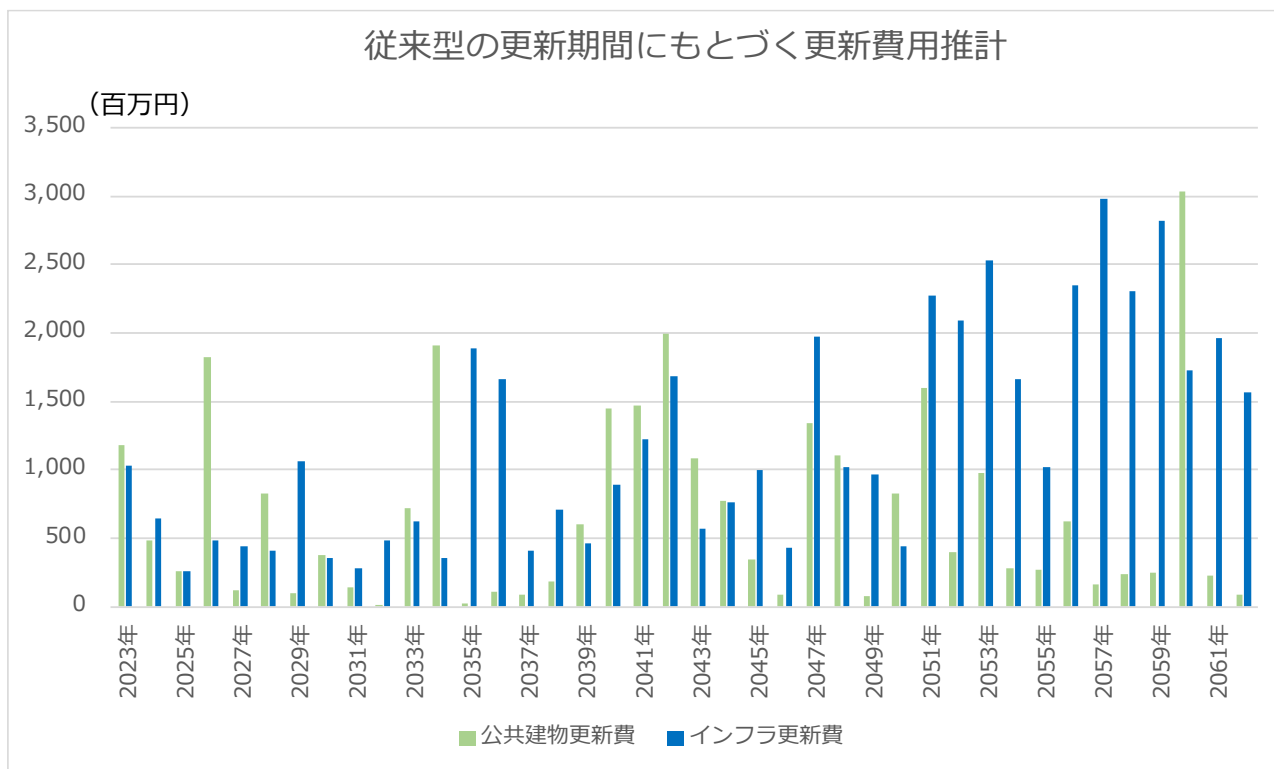
法定耐用年数 50年 $\times 1.20 =$ 目標耐用年数 60年
平成28（2016）年取得から60年後の、令和58（2076）
年に施設を更新するものとして費用推計する方法

→推計方法その2：「**長寿命型**」の目標耐用年数の算定

法定耐用年数 50年 $\times 1.33 =$ 目標耐用年数 67年
平成28（2016）年取得から67年後の、令和65（2083）
年に施設を更新するものとして費用推計する方法

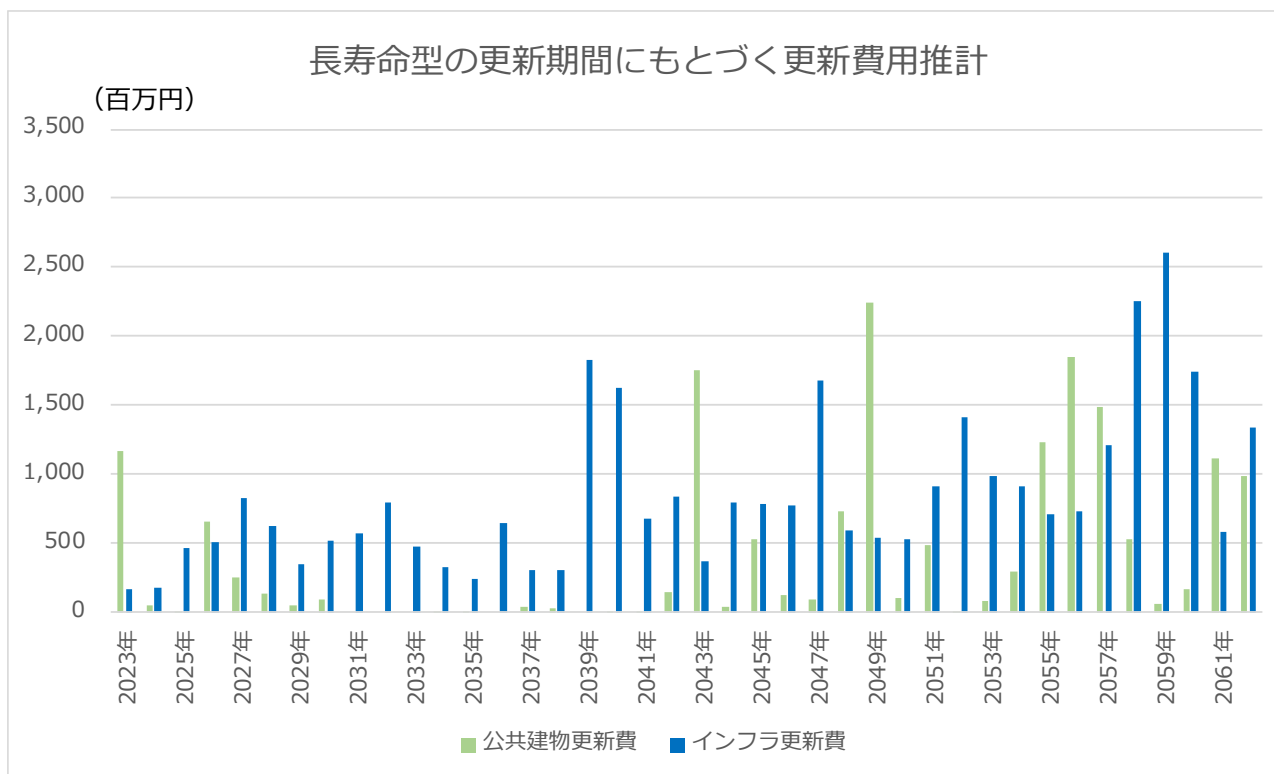
（推計方法その1：「**従来型**」の目標耐用年数による40年間の更新費用推計）

今ある全ての公共建物およびインフラを令和44年（2062年）までの40年間、従来型の目標耐用年数（法定耐用年数の1.20倍／高浜町公共施設等個別施設計画にもとづく）ごとに更新した場合、**公共建物は276億円、インフラは477億円**を要すると試算されます。なお、いずれも建設費変動等の物価上昇は見込まず、策定時点の貨幣価値によるものです。



（推計方法その2：「長寿命型」の目標耐用年数による40年間の更新費用推計）

従来型の目標耐用年数に対して、長寿命型（法定耐用年数の1.33倍／高浜町公共施設等個別施設計画にもとづく）の目標耐用年数ごとに更新した場合、**公共建物は166億円、インフラは338億円**と、更新頻度が少なくなる分、更新費用を抑制できます。



本計画（改訂版）において推計した将来の40年間にわたる更新費用について、2つの推計方法による見通しは、次のとおり、「従来型」で公共建物とインフラの合計で754億円に対して、「長寿命型」では公共建物とインフラの合計で504億円となり、更新費用は250億円を抑制することができます。

(百万円)

■従来型	40年間合計	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
更新費 公共建物	27,626	1,175	484	254	1,824	116	823	92	373	143	8
更新費 インフラ	47,781	1,035	648	262	481	436	411	1,058	351	284	482
更新費計	75,407	2,210	1,132	516	2,305	552	1,234	1,149	724	427	490

R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年
717	1,905	24	111	86	186	597	1,453	1,469	2,000
622	354	1,884	1,658	403	709	464	886	1,228	1,681
1,339	2,259	1,908	1,769	489	895	1,062	2,339	2,696	3,681

R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34
2043年	2044年	2045年	2046年	2047年	2048年	2049年	2050年	2051年	2052年
1,089	770	347	91	1,339	1,101	73	831	1,593	401
573	765	998	432	1,972	1,018	964	439	2,270	2,097
1,662	1,535	1,345	523	3,311	2,119	1,037	1,270	3,863	2,498

R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42	R43	R44
2053年	2054年	2055年	2056年	2057年	2058年	2059年	2060年	2061年	2062年
973	282	266	624	165	237	249	3,036	227	90
2,528	1,666	1,019	2,349	2,978	2,307	2,822	1,725	1,961	1,561
3,501	1,949	1,285	2,973	3,143	2,544	3,072	4,761	2,189	1,651

(百万円)

■長寿命型	40年間合計	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
更新費 公共建物	16,677	1,172	58	9	664	256	141	51	96	0	0
更新費 インフラ	33,808	166	182	466	505	829	629	354	520	576	800
更新費計	50,485	1,339	240	475	1,169	1,084	769	405	616	576	800

R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年
0	8	6	0	45	30	0	9	5	146
481	325	245	645	307	313	1,827	1,628	679	838
481	333	251	645	352	343	1,827	1,637	685	985

R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34
2043年	2044年	2045年	2046年	2047年	2048年	2049年	2050年	2051年	2052年
1,759	46	531	127	96	737	2,249	101	490	15
374	793	787	781	1,685	590	539	528	914	1,415
2,133	840	1,318	908	1,781	1,327	2,788	629	1,404	1,429

R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42	R43	R44
2053年	2054年	2055年	2056年	2057年	2058年	2059年	2060年	2061年	2062年
83	302	1,233	1,851	1,492	532	63	172	1,119	984
989	910	716	738	1,210	2,251	2,607	1,744	583	1,337
1,072	1,212	1,949	2,590	2,702	2,782	2,670	1,916	1,701	2,320

このように、更新期間を延長し、公共施設等を長く使用していくには、「長寿命型」の目標耐用年数までの公共施設等の維持を実現するために、大規模改修、長寿命化を実施する必要があります。

次頁に示すとおり、前述した40年間の更新費166億円のほかに、大規模改修費、長寿命化費、維持管理費等として357億円を支出する必要があり、長く使用していくために施設の計画的な修繕が求められます。

■長寿命型	40年間合計	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年
公共建物 更新費	16,677	1,172	58	9	664	256	141	51	96	0	0
大規模改修・長寿命化・維持管理費	35,707	588	681	1,097	1,524	703	1,076	689	1,396	1,038	793
公共建物計	52,383	1,760	739	1,106	2,188	958	1,217	740	1,492	1,038	793

R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年
0	8	6	0	45	30	0	9	5	146
792	1,367	705	641	710	994	792	1,261	736	995
792	1,376	710	641	755	1,024	792	1,270	741	1,142

R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34
2043年	2044年	2045年	2046年	2047年	2048年	2049年	2050年	2051年	2052年
1,759	46	531	127	96	737	2,249	101	490	15
562	1,039	948	884	1,557	330	141	2,111	937	625
2,321	1,085	1,479	1,011	1,653	1,066	2,390	2,212	1,427	640

R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42	R43	R44
2053年	2054年	2055年	2056年	2057年	2058年	2059年	2060年	2061年	2062年
83	302	1,233	1,851	1,492	532	63	172	1,119	984
595	444	732	351	1,330	880	769	1,423	645	827
679	746	1,965	2,202	2,822	1,411	832	1,595	1,763	1,810

以上に示してきた、本町における公共施設等の現状と課題から、本計画（改訂版）の計画期間である、令和5（2023）年度から令和44（2062）年度の**40年間**においては、**計画的な公共施設等のマネジメントを実施**することにより、**公共建物とインフラの更新費の合計を「長寿命型」である504億円に抑制**していく必要があります。

なお、このうち、公共建物の**大規模改修、長寿命化、維持管理費用として357億円を計画的に支出**し、施設の修繕が必要となります。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（公共施設等について町を取り巻く状況）

施設の老朽化程度を示す有形固定資産減価償却率は、全国的には45%から65%程度で推移しています。2021年の町の同指標は56.7%です。今後の公共施設マネジメントの適正管理方針を検討すべき時期が近づいています。

生産年齢人口の減少(2020年の5,650人から2040年の4,223人へ約25%減)や高齢化の進展(2020年の老齢人口比率・約32%から2040年の約38%に上昇)といった人口動態の変容が顕著なことを鑑みると、将来的な維持管理・更新費用(公共施設で約13.1億円/年、インフラで8.4億円/年、合計で21.5億円/年)にかかる財政負担が過大となります。

現時点の財政状況は県平均を上回る財政力を保持しているものの、将来の原子力発電所の廃炉を見据えていく必要があります。漫然と現状施設の利用を続け、計画的な適正管理を実施しなければ、近い将来、公共施設等の機能低下、あるいは財政計画への悪影響などの現実味が増します。

（町の公共施設等マネジメントに求められる考え方）

町を取り巻く社会経済情勢が変化中、今後は少子高齢化及び人口減少(2020年の総人口10,123人から2040年の8,274人へ約18%減)が進展することで、町の公共施設等に求められる町民ニーズが変化することが考えられます。このような背景から現世代のみならず次世代の需要に応えるため、必要性の高い行政サービス機能を提供していくために、公共施設マネジメントへの取組みが必要です。

行政サービス機能の維持は、公共施設の複合化や民間施設活用など、多様な工夫を図ることで施設総量の縮減が可能です。次世代に利用価値の低い公共施設や過大な財政負担を強いること無く、より良い公共施設等の行政サービス機能を継承していくことが望まれます。

そのためには、公共施設の機能、あり方について町民とともに検証し創造していく。これが町の公共施設マネジメントへの取組の基本的な考え方です。

一方、道路や橋梁、上下水道などのインフラ資産は、町民の日常生活や経済活動における大切なライフラインであり、大規模災害時には救援や災害復旧等に於ける重要な基盤となるため、資産縮減量には限界があります。従ってこれらインフラ資産に大きな予算を割り当てる方針の反面、公共施設の予算確保にしわ寄せが生じ、最低限必要な公共施設も維持できなくなる局面は避けなければなりません。

公共施設とインフラ資産のバランスのとれたサービス運営を視野に入れつつ、総合的見地から公共施設等の有り方を検証し、行政サービス運営を成功へ導くためには、町民との協働は言うまでもなく、専門的なノウハウや資金を有する民間事業者等との連携協力も視野に入れ、総合的に検討することが重要となります。

3.1 基本方針

基本コンセプト

持続可能で最適な公共サービスを提供する

（公共施設マネジメントの基本的考え方）

従来 of 事後保全型の施設維持管理を主軸とする取組みでは、将来更新費用を低廉することは叶わず、十分な計画を立案しなければ、将来の更新費用の平準化は成し遂げることが困難です。そのため、公共施設マネジメントの基本方針を、「総量の適正化」、「中長期的なコスト管理」、「効果的・効率的な管理運営」とし、総量の適正化を最優先に考え、そのうえで修繕、長寿命化などの様々な取組を計画的に推進します。

【基本方針 1】 総量の適正化

今後 40 年間、このまま公共施設をすべて保有し続けた施設更新費用は、276 億円と試算されました。

将来的には少子高齢化に伴う歳入の減少と、扶助費等の歳出増加が予見されることから、投資的経費の財源も減少することが見込まれます。そのため今後の施設更新に際しては、必要なサービス水準を確保しながら、規模及び費用に係る総量の適正化を図ります。

【基本方針 2】 中長期的なコスト管理

公共施設の総量を適正化したとしても、投資的経費が特定の期間に集中してしまうと、財形計画に相当の負荷が掛かります。そのため公共施設の適正管理計画においては、予防保全型の維持管理を中心に、中長期的な視点から費用負担の平準化を図ります。

【基本方針 3】 効果的・効率的な管理運営

将来的な社会経済環境の変化に伴い町民ニーズの変化が予見されます。従来から行政サービスを提供している公共施設は、不断の見直しを行うことで、新たな町民ニーズに適う公共施設として有効活用を図ります。

また、必要不可欠な行政サービスを提供する公共施設は、災害発生時にも重要な役割を担えるように、防災機能の確保・強化を図ります。

（インフラ管理の基本的考え方）

これまでに蓄積してきたインフラは膨大な量となっています。「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「町民ニーズに応じた最適化」、「安全・安心の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。町民ニーズの多様化、社会経済情勢の変化に伴う町民需要に応じた最適なインフラの総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や機能を維持しながらインフラの長寿命化を図ることなどで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

【基本方針 1】 町民ニーズに応じた適正化

将来的な人口減少や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる町民ニーズや機能が変化していくものと考えられます。

そのため、老朽化対策の検討に際しては、防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入など、社会の要請に応じた機能への対応のほか、町民ニーズや利用需要に基づき、インフラの適正な規模と配置を図ります。

【基本方針 2】 安全・安心の確保

インフラは、町民の社会生活の基盤となる施設であり、総量の縮減を図ることは困難と考えられます。

そのため、従来の事後保全型が中心の維持管理から予防保全型を中心とした維持管理とし、計画的・効果的な維持管理を行い、事故の未然防止を図ることで、施設の安全性、長寿命化を行っていきます。

【基本方針 3】 中長期的なコスト管理

将来的には厳しい財政状況が予見される中で、総量の縮減を図ることが困難なインフラを維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減や費用の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的・効果的な維持管理を行い、インフラの長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストの縮減を図ります。具体的には修繕工事を計画的に分散させることで、費用負担の平準化を図ります。

3.2 公共施設等の管理に係る方針

3.2.1 点検・診断等の実施方針

■ 予防保全体制の構築

点検・診断等は維持管理及び更新等の原点であり、公共施設等のメンテナンスサイクルを検討する際の基本的な業務です。そのため、法定点検以外にも日常的な目視確認や利用者等の通報に基づき、公共施設等の損傷や設備異常等の早期発見に努めます。

結果として事後保全対応をできるだけ回避して、不具合が発生する前に対策を講じられる予防保全体制の構築に努めます。

点検・診断等の結果については記録化と活用を促進し、公共施設等の劣化・損傷の拡大防止に努め、安全管理の徹底と維持管理費用等のコスト削減に繋がります。

3.2.2 維持管理・更新等の実施方針

■ 費用の平準化

点検・診断等の結果を踏まえ、予防保全型の維持管理を推進することで、維持管理費用の縮減と平準化に努めます。

公共施設の更新費用は金額が大きいため、事業実施に際しては、大規模改修によって回復される機能や耐用年数の延長効果と建替え費用とのバランスを検証して、中長期的な財政負担の軽減を図る観点から、その実施の是非を検討します。

3.2.3 安全確保の実施方針

■ 安全性確保のための適正管理

点検・診断等の結果に基づき、町民生活に必要不可欠な危険性のある公共施設は、早急な修繕により安全性を確保します。修繕のみで安全性を確保できない場合は費用対効果を勘案して、他施設への機能移転や大規模改修或いは更新等について検討します。

一方、町民ニーズが低く災害時等の必要性が乏しい施設などは、速やかな使用中止等の措置を図る事で被害の発生・拡大防止に努めるとともに用途廃止を検討します。

用途廃止の公共施設は、速やかに転用を図り行政財産の有効活用に努めます。併せて今後も利用見込みのない公共施設については、自然災害等による事故防止の観点から速やかな建物除却を図ります。

3.2.4 耐震化の実施方針

■ 必要施設の耐震化の推進

東日本大震災を契機に災害時の避難所及び医療施設等重要な建築物は、安心・安全確保の拠点としての役割が改めて認識されました。これら拠点となる公共施設の耐震判断及び耐震化は必要不可欠です。

今後は未耐震化の施設については存廃を含めて検討を図り、存続する場合には耐震化を推進します。

また、社会インフラ資産の橋梁及び上下水道については、安定的な行政サービス確保の観点から耐震化を推進します。

3.2.5 長寿命化の実施方針

■ 計画的な維持管理による長寿命化

長寿命化は公共施設等の耐用年数の延命化を図ることで、中長期的な投資的経費の低廉化に貢献するとともに、更新政策の判断を将来に求める事で、社会経済環境の変化による行政サービス需要に弾力的に対応できる利点があります。

長寿命化計画が策定済の施設に関しては、当該計画に沿って点検・診断・予防保全型の維持管理を実施することで、計画的な公共施設マネジメントが図れます。

長寿命化計画の対象ではない大規模改修や更新等に於いても、中長期的な財政負担に影響を及ぼさないよう、工法・仕様などの検討に努めます。

3.2.6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

■ 誰もが利用しやすい公共施設の整備

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、予め障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。

すべての人に優しいユニバーサル社会を構築するためには、子ども、高齢者や身障者に留まらず、誰もが利用しやすい公共施設のユニバーサルデザイン化が望まれます。

耐用年数の期限を超えて更新時期を迎える公共施設や、長寿命化計画に基づき予防保全型改修を予定する公共施設については、段差の解消や多機能トイレの整備、エレベーター等の設置、見やすいサインの整備など、ユニバーサルデザイン化を検討します。

3.2.7 環境配慮・カーボンニュートラルの推進

■ 環境負荷の低減に配慮した適正な管理

社会・経済活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化をもたらし、気候変動による海水温度の上昇を招き、異常気象への影響がある事が分かっています。

町では令和3年5月に策定された高浜町地球温暖化対策実行計画において、町内施設は太陽光発電及び蓄電池の導入を予定しています。また温室効果ガス排出削減のために、行政サービス提供に支障のない範囲にて削減取組活動を実践します。

具体的には今後の施設の新築、改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備を行うと共に、適正な管理を進めます。

3.2.8 統合や廃止の推進方針

■ 間断のない適正管理検討による総量の適正化

少子高齢化社会の進展は、生産年齢人口の減少に伴う税収減や、扶助費の増大と云う財政構造的な課題を生み、結果として将来的な投資的経費の縮小均衡に影響を及ぼします。

社会経済環境の変化は行政サービス需要のニーズ変容にも直結する課題です。今後の公共施設等を適切に維持管理・更新していくためには、施設老朽化の状況、安全性の把握に努めるとともに、維持管理の現状や施設利用状況の変化を的確に把握する重要性が高まります。

間断のない適正管理の検討に於いて、施設の統廃合・集約化・複合化・転用・除却等を推進することで施設総量の縮減を図り、財政負担の軽減及び平準化に努めます。

統廃合等の施設再編により未利用となる公共施設については、地域住民に提供する行政サービス水準が著しく低下することの無いように留意するとともに、新たなニーズへの対応や、施設の地域偏在が生じないように施設配置のバランスを考慮しながら施設総量の適正化に努めます。

施設除却後の跡地利用については、行政サービス機能の利活用を再検討しますが、利活用が見込めない場合は、売却により財源の確保に努めます。

3.3 全庁的取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

今後は、企画、財政、営繕及び財産管理の部署を中心に庁内連携が図れる体制を構築し、公共施設等に係る情報の共有化を図り、関連部署と連携しながら公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを進めていきます。

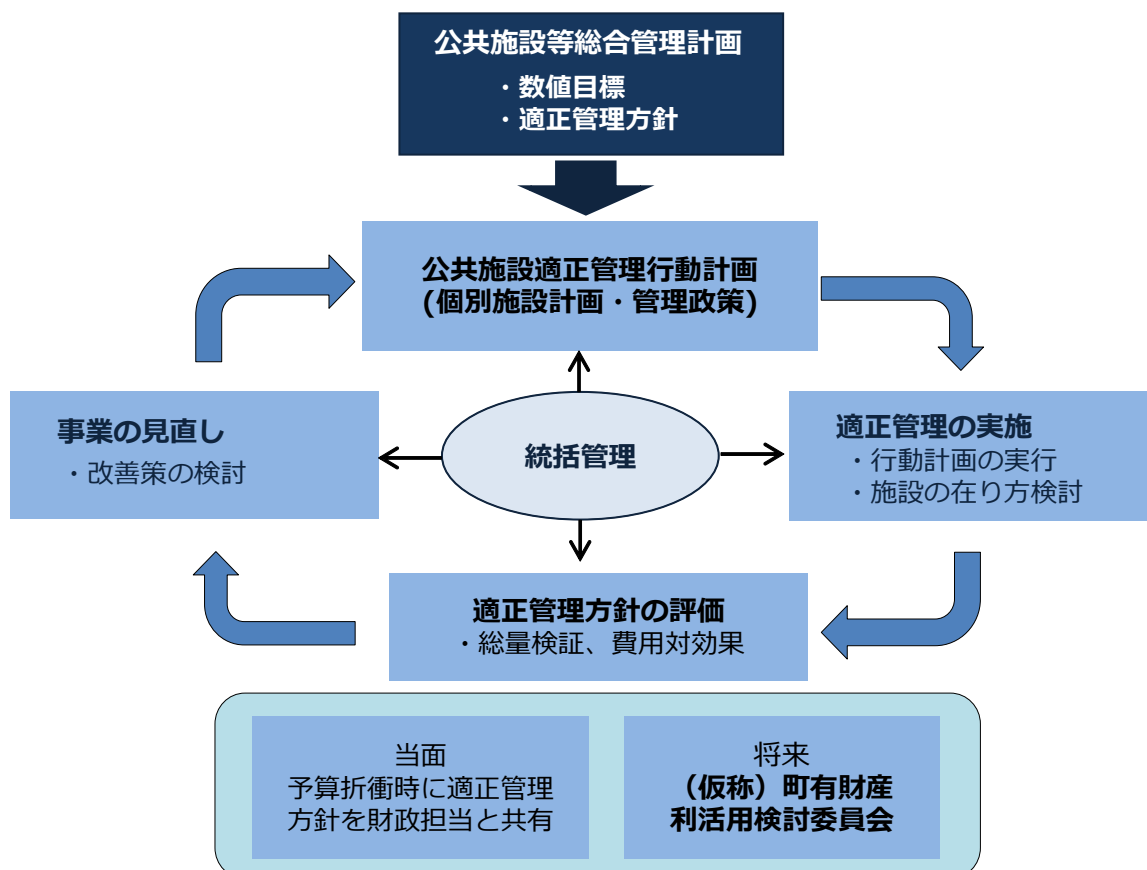
まずは全庁的に公共施設マネジメントの重要性の共通認識を図った上で、次年度予算折衝の際に、所管原課の適切な施設管理方針を財政担当と共有します。

将来的には(仮称)町有財産利活用検討委員会を組成し、本計画に基づく取り組みから新たに生じる、統廃合や複合化、用途廃止施設の有効的な利活用や売却等の方針を協議していきます。

また本計画に基づき新たな施設整備を進める際は、公共施設等の現状や財政状況などの情報を住民と共有しながら、施設総量の適正化に向けて情報提供に努めます。

特に、施設の廃止・移転など町民生活に大きな影響を及ぼす事案については、地域住民や関係者と丁寧なコミュニケーションを図る事で事案を進めます。

公共施設等マネジメントの推進体制(将来イメージ)



第4章 施設類型別の管理基本方針

公共施設等の管理に係る方針を踏まえ、令和2（2020）年度固定資産台帳に記載されている173施設について施設類型ごとの基本方針を以下の通り設定します。

4.1 公共建物の管理基本方針

総量削減を優先的に考え、そのうえで計画的な予防保全による長寿命化や、将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討するなど様々な取組みを行っていきます。

(1) 庁舎 NO1 延床面積：5,346㎡

分類	施設数	基本方針
庁舎	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・計画的な予防保全による長寿命化 ・災害対応施設として機能維持・向上 ・施設の集約・統合化を検討

本庁舎は、行政機能の中核を担う施設として重要な役割を担っています。拠点施設として、今後町内公共施設の統廃合を検討する際は、行政サービス機能の集約・統合化の受け皿の役割を担います。

本庁舎は平成28（2016）年度の供用から6年が経過する比較的新しい施設です。

当面、大規模改修など投資的経費は発生しませんが、約5,300㎡と大規模施設のため、将来的には改修費用など資金調達が財政への影響が予見されます。

(2) コミュニティ施設 NO2～15 延床面積：7,789㎡

分類	施設数	基本方針
集会所・公民館	10	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化 ・運営形態の見直し ・利用料の見直しを図る ・予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減する ・施設の廃止を検討
まちづくり施設等	4	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化 ・民間活力の導入を検討

高齢化社会を迎え、コミュニティ施設の利用需要は高まっています。今後は計画的な予防保全による長寿命化を図るとともに、町民が利用しやすい効果的・効率的な管理運営の検討を進めます。

宮尾、下、日引、青葉集会所については将来の更新時に、適正規模、適正配置及び運営形態の見直しを検討します。

関屋集会場は予防保全を導入し、ライフサイクルコストの削減を検討します。

耐震に課題のある、まちづくりネットワーク事務所は他施設への機能移転を進め、施設の廃止を検討します。

公民館については利用料の見直しを検討します。

内浦基幹集落センターについては、施設廃止を検討します。

三松センターは周辺の施設との連携を考慮に入れ、改修・建替を検討します。

(3) 文化施設 NO16～18 延床面積：6,530 m²

分類	施設数	基本方針
文化会館	1	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化の推進 ・効率的かつ安心して利用できる設備等への転換および有益性のあるコンテンツの採用・見直しによる運営体制の強化
図書館	1	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化の推進 ・効率的かつ安心して利用できる運用体制の確立
郷土資料館	1	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化の推進と更新時には将来のあり方を踏まえた改修計画の検討 ・文化財保存活用地域計画の策定による地域総がかりでの文化財等の保存、活用および伝承の体制構築

人口減少は今後も進むと予見され、将来的にはさらに利用者減少が進むことも予想されますが、少子化・高齢化の時代を迎えるにあたり、個々の心の充実や豊かな情操による魅力的な人間形成を育む町、魅力的な町づくりに繋げる文化施設は、今後も重要度が高い施設です。

引き続き、町民が利用しやすい効果的・効率的な管理運営方法を採用するとともに、時代に合った効率的な施設・設備での運用が望まれます。

具体的には、各文化施設における活用計画・地域計画等を策定し、将来町にとって不可欠な文化芸術などを守り、活かし、伝える体制の構築を図ります。

(4) 学校教育施設 NO19～25 延床面積：26,529 m²

分類	施設数	基本方針
小学校	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の更新時等には適正規模の検討 ・ 計画的な予防保全による長寿命化の検討 ・ 学校教育施設の規模・配置の検討
中学校	1	
小中学校・分校	2	
学校給食センター	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活力を導入し効率的な業務運用を図る

学校施設については、計画的な予防保全による長寿命化の検討をします。

効果的・効率的な管理運営方法の観点から、学校給食センターについては、民間活力の導入を図っていきます。

(5) スポ・レク施設 NO26～39 延床面積：17,181 m²

分類	施設数	基本方針
体育施設等	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・ 計画的な予防保全による長寿命化 ・ 民間活力の導入余地の検討 ・ 施設の集約・統合化を検討
公園・レクリエーション系施設	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予防保全による長寿命化 ・ 予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減する

体育館等は災害時に避難所・防災拠点としての重要な機能を担うことにもなるので、計画的な予防保全による長寿命化を図るとともに、更新時には防災機能を担保する検討も必要です。

広瀬山自然公園は、園内の施設については廃止も含め、将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討します。

効果的・効率的な運営を図るため、青葉山健康長寿の里については、予防保全を導入することでライフサイクルコストを削減、B & G海洋センターについては、施設の集約・統合化を検討します。

(6) 保健福祉施設 NO40～52 延床面積：12,207 m²

分類	施設数	基本方針
保育所・児童センター	7	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・民間活力の導入を検討 ・施設の用途廃止を検討
保健・福祉系施設	6	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・運営等における民間活用の継続 ・施設の用途廃止を検討

将来的な人口減少に連動して、保育所の対象児童も減少傾向にあるものの、保護者の就労環境の変化に伴う利用ニーズは高位安定で推移していく事が予見されます。

施設を適切に維持管理していくとともに、施設総量の観点から適正規模・適正配置を検討します。

高浜、和田、青郷児童センター等については、将来的に用途廃止を予定します。

(7) 住宅施設 NO53～63 延床面積：11,275 m²

分類	施設数	基本方針
団地	11	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・維持管理に必要な改修を検討 ・施設の用途廃止を検討

生活困窮者のためのセーフティネットとして町営住宅の機能は維持します。

既に耐用年数を超過している、立石、関屋、畑、日置、青葉、西三松、出合、音海の8団地については、用途廃止を行います。

汐入団地については、用途廃止としますが、必要な住宅確保のため当面は維持管理を図ります。

緑ヶ丘、水明団地については長寿命化や計画修繕による維持管理をします。

(8) 漁業関連施設 NO64～73 延床面積：2,521 m²

分類	施設数	基本方針
漁港	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予防保全による長寿命化 ・ 施設の集約・統合化を検討 ・ 民間活力の導入余地の検討
作業所・倉庫等	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予防保全による長寿命化 ・ 施設の集約・統合化を検討

施設の効率的・効果的な運営を図るため、西三松共同作業所及び同漁具倉庫、貯蔵庫については、施設の集約・統合化を検討します。

(9) 道の駅・まちの駅 NO74～76 延床面積：3,146 m²

分類	施設数	基本方針
道の駅・まちの駅	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予防保全による維持管理 ・ 予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減する

町の産業振興に資する施設です。効果的・効率的な運営を図るため、まちの駅ぷらっと Home 高浜、市場きな一れについては、予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減します。

(10) 観光施設 NO77～79 延床面積：601 m²

分類	施設数	基本方針
観光振興施設等	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討します。 ・ 計画的な予防保全による長寿命化を検討

施設の効率的・効果的な運営を図るため、青郷駅併設施設については、将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討します。

(11) 観光関連施設 NO80～89 延床面積：259 m²

分類	施設数	基本方針
臨時派出所	4	・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討
観光関連施設等	6	・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討

効果的・効率的な運営を図るため、海水浴場に配置されている各派出所及び、和田放送救護監視所、ビーチクリーナー庫については、将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討します。

(12) 公衆トイレ NO90～119 延床面積：929 m²

分類	施設数	基本方針
公衆トイレ	30	・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・施設の集約・統合化を検討

町内の公衆トイレは、主に8つの海水浴場やキャンプ場などレクリエーション施設に集中配置されています。

本町に訪れる観光客は、町の活性化に寄与する方々のため、公衆トイレの機能提供も今後も大切です。

各公衆トイレの維持管理方針を確認しながら、今後は更新時等における適正規模・適正配置や、集約・統合化を検討します。

(13) 消防施設 NO120～127 延床面積：821 m²

分類	施設数	基本方針
分団詰所・分署	6	・計画的な予防保全による長寿命化 ・災害対応施設として機能維持・向上 ・将来の更新時等には適正規模の検討
ポンプ庫	2	・災害対応施設として機能維持・向上 ・将来の更新時等には適正規模の検討

町が保有する消防施設は行政サービス上の必要施設なので、消防施設の統廃合等については、施設のコストや施設配置という面から検討するものではなく、地域ごとに組織されている消防団の構成の面から検討すべき問題になります。

したがって、今後の地区毎の人口推移などを見極めながら、町の防災体制の面から中長期的に議論を進めていく必要があります。

その際に、施設に関わるコストのほか、団員、車両、装備品など消防団の将来像と財政負担を総合的に勘案し、検討していくことが望まれます。

(14) 防災施設 NO128～132 延床面積：1,781 m²

分類	施設数	基本方針
防災倉庫	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・ 災害対応施設として機能維持・向上
旧小中学校	1	

町が保有する防災施設は行政サービス上の必要施設なので、この統廃合等に際しては、施設のコストや施設配置という面から検討するものではなく、地域ごとの防災計画に基づき検討の面から検討していくことが望まれます。

(15) 環境衛生施設 NO133～156 延床面積：15,291 m²

分類	施設数	基本方針
農集処理施設	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予防保全による長寿命化 ・ 計画的な予防保全による維持管理 ・ 運用コストの削減策の検討
漁集処理施設	3	
水道・水供給施設	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・ 予防保全を導入し、ライフサイクルコストを削減する
下水道処理施設	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予防保全による長寿命化を検討
環境関連施設	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総量の削減を検討 ・ 広域連携での統合を検討 ・ 計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・ 他用途への転用を検討 ・ 施設の廃止を検討

環境衛生施設は、本町における各種事業活動を行うのに必要不可欠な施設です。維持管理方針を確認するとともに、計画的な予防保全を図ることで維持管理に努めます。

（16）その他施設 NO157～163 延床面積：2,831 m²

分類	施設数	基本方針
用途廃止施設	7	<ul style="list-style-type: none">・他用途への利活用を検討・施設の廃止を検討

旧日引小学校、旧神野小学校、旧隔離病舎は当面の間は他用途として利活用を検討します。

旧ボート会館などは既存団体が現在利用中ですが、旧高浜町庁舎、旧ボート会館、旧教職員住宅については数年後に廃止する予定です。

4.2 インフラの管理基本方針

予防保全型の維持管理に努め耐用期間の延長化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

道路 175,104m 農道・林道 58,856m 河川 69,410m インフラ施設 46,887㎡

施設類型	基本方針
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による維持管理 ・利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃道を含む道路網の再構築を検討
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・「高浜町道路トンネル個別施設計画」に基づき計画的な予防保全による長寿命化を検討
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・「高浜町橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」に基づき計画的な予防保全による長寿命化を検討
農道・林道	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による維持管理
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・民間活力の導入を検討 ・施設の集約・統合化を検討 ・予防保全を導入し、ライフサイクルコストを削減する
下水道	
防火水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による維持管理
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による維持管理
漁港・港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討

道路、橋梁などのインフラ施設は、住民生活の基盤となるものであり、重要度や優先度、利用度を踏まえ、中長期的な視点から適正な整備を図っていきます。

そのため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、適正管理の基本方針を「社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化」、「安心・安全の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や、必要な機能を維持しながら耐用期間の延長を図ることなど、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

（1）社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化

今後の社会経済情勢及び人口減少による利用需要の変化により、インフラに求められる役割や機能、規模は変化していくものと考えられます。

老朽化対策の検討に際しては、防災機能やユニバーサルデザインへの配慮など、社会要請に応じた対応の他、町民ニーズや利用需要に基づいた適正な規模と配置を図ります。

（2）安全・安心の確保

インフラ施設は、住民生活や経済活動を支える基盤であり、安全性や信頼性の確保は非常に重要です。このことから、予防保全型の維持管理を導入し、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を行うことで、施設の安全性や良好な機能を確保します。

（3）中長期的なコスト管理

インフラ施設の必要な機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減や、予算計画を立てやすくするための費用負担の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的な予防保全を行いインフラ施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

高浜町公共施設等総合管理計画（改訂版）

令和 5（2023）年 3 月発行

発行者：高浜町総務課

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎 86-23-2

電話：0770-72-7700

ファクス：0770-72-4000

メールアドレス：soumu@town.takahama.fukui.jp